

【資料編】

	新	旧																																																														
17	<p>第2 応援協定に関する資料</p> <p>2-1 災害時相互応援協定等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機関名</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所</td> <td>災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>社会福祉法人行田市社会福祉協議会</td> <td>行田市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書</td> </tr> </tbody> </table>	No	機関名	業務又は業務の大綱	(略)			30	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書	31	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	行田市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書	<p>第2 応援協定に関する資料</p> <p>2-1 災害時相互応援協定等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機関名</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所</td> <td>災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書</td> </tr> </tbody> </table>	No	機関名	業務又は業務の大綱	(略)			30	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書																																									
No	機関名	業務又は業務の大綱																																																														
(略)																																																																
30	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書																																																														
31	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	行田市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書																																																														
No	機関名	業務又は業務の大綱																																																														
(略)																																																																
30	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書																																																														
22	<p>2-3 応援協定の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>内容</th> <th>件数</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防災拠点 (19件)</td> <td>避難場所及び防災施設の運営</td> <td>1</td> <td>埼玉県立さきたま史跡の博物館</td> </tr> <tr> <td>避難施設の提供</td> <td>5</td> <td>埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会</td> </tr> <tr> <td>代替施設の使用</td> <td>1</td> <td>埼玉県行田警察署</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の設置・運営</td> <td>11</td> <td>社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害ボランティアセンターの設置・運営</td> <td>1</td> <td>社会福祉法人行田市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>合計数</td> <td></td> <td>105</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野	内容	件数	協定先	(略)				防災拠点 (19件)	避難場所及び防災施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館	避難施設の提供	5	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会	代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署	福祉避難所の設置・運営	11	社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園		災害ボランティアセンターの設置・運営	1	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	(略)				合計数		105		<p>2-3 応援協定の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>内容</th> <th>件数</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防災拠点 (18件)</td> <td>避難場所及び防災施設の運営</td> <td>1</td> <td>埼玉県立さきたま史跡の博物館</td> </tr> <tr> <td>避難施設の提供</td> <td>5</td> <td>埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会</td> </tr> <tr> <td>代替施設の使用</td> <td>1</td> <td>埼玉県行田警察署</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の設置・運営</td> <td>11</td> <td>社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>合計数</td> <td></td> <td>104</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野	内容	件数	協定先	(略)				防災拠点 (18件)	避難場所及び防災施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館	避難施設の提供	5	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会	代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署	福祉避難所の設置・運営	11	社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園	(略)				合計数		104	
分野	内容	件数	協定先																																																													
(略)																																																																
防災拠点 (19件)	避難場所及び防災施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館																																																													
	避難施設の提供	5	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会																																																													
	代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署																																																													
	福祉避難所の設置・運営	11	社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園																																																													
	災害ボランティアセンターの設置・運営	1	社会福祉法人行田市社会福祉協議会																																																													
(略)																																																																
合計数		105																																																														
分野	内容	件数	協定先																																																													
(略)																																																																
防災拠点 (18件)	避難場所及び防災施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館																																																													
	避難施設の提供	5	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会																																																													
	代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署																																																													
	福祉避難所の設置・運営	11	社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園																																																													
(略)																																																																
合計数		104																																																														
25	<p>3-1 防災関係機関一覧 (7) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東京ガス株式会社埼玉支社</td> <td>さいたま市南区沼影1丁目20番1号</td> <td>048-862-8651</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	(略)			東京ガス株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048-862-8651	<p>3-1 防災関係機関一覧 (7) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東京ガスネットワーク株式会社埼玉支社</td> <td>さいたま市南区沼影1丁目20番1号</td> <td>048-862-8651</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	(略)			東京ガスネットワーク株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048-862-8651																																												
機関名	所在地	電話番号																																																														
(略)																																																																
東京ガス株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048-862-8651																																																														
機関名	所在地	電話番号																																																														
(略)																																																																
東京ガスネットワーク株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048-862-8651																																																														

26 第3 外部・協力機関に関する資料

3-1 防災関係機関一覧

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(略)		
秩父鉄道株式会社	熊谷市曙町1丁目1番地	048-523-3311
(削除)		
一般社団法人埼玉県トラック協会行田支部	行田市大字真名板131番地2	048-559-3357
(略)		

28 3-3 市内医療機関一覧

(令和5年12月現在)

No	医療機関名	診療科目	住所	電話
				F A X
1	医療法人千寿会 赤井胃腸科	<u>内科・外科胃腸科</u>	門井町2丁目10番地32	553-2233 550-1727
2	荒木医院	内科	真名板2065番地	559-3102 559-1271
3	医療法人基信会 池畑クリニック	産婦人科・内科	宮本16番1号	556-2295 556-2249
4	医療法人葦の会 石井クリニック	整形外科・リハビリテーション科	下忍1089番地1	555-3519 555-3520
5	いわね内科クリニック	<u>内科・消化器科</u>	佐間2丁目16番地31号	554-1313 554-1515
6	医療法人行仁会 加藤内科医院	<u>内科・循環器科</u>	旭町3番2号	556-3253 554-8560
7	医療法人川島会 川島胃腸科	<u>内科・胃腸科・循環器科・外科・肛門科・放射線科</u>	佐間1丁目18番39号	553-0001 554-8550
8	河本耳鼻咽喉科	<u>耳鼻咽喉科・気管食道科・小児科</u>	門井町2丁目24番43号	555-2626 550-1896
9	医療法人 行田岡田医院	<u>内科・リウマチ科・外科・整形外科・麻酔科</u>	北河原102番地1	557-2311 557-2312
10	医療生協さいたま生活協同行田協立診療所	<u>内科・歯科・小児歯科</u>	本丸18番3号	556-4581 556-8521

第3 外部・協力機関に関する資料

3-1 防災関係機関一覧

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(略)		
秩父鉄道株式会社	熊谷市曙町1丁目1番地	048-523-3311
<u>秩父鉄道株式会社行田市駅</u>	<u>行田市中央19番18号</u>	<u>048-556-2301</u>
一般社団法人埼玉県トラック協会行田支部	行田市大字真名板131番地2	048-559-3357
(略)		

3-3 市内医療機関一覧

(令和4年10月現在)

No	医療機関名	診療科目	住所	電話
				F A X
1	医療法人千寿会 赤井胃腸科	<u>消化器内科・外科・内科・糖尿病内科</u>	門井町2丁目10番地32	553-2233 550-1727
2	荒木医院	内科	真名板2065番地	559-3102 559-1271
3	医療法人基信会 池畑クリニック	産婦人科・内科	宮本16番1号	556-2295 556-2249
4	医療法人葦の会 石井クリニック	整形外科・リハビリテーション科	下忍1089番地1	555-3519 555-3520
5	いわね内科クリニック	<u>内科・消化器内科</u>	佐間2丁目16番地31号	554-1313 554-1515
6	医療法人行仁会 加藤内科医院	<u>内科・循環器内科</u>	旭町3番2号	556-3253 554-8560
7	医療法人川島会 川島胃腸科	<u>外科・消化器内科・麻酔科・内科・肛門科・循環器内科</u>	佐間1丁目18番39号	553-0001 554-8550
8	河本耳鼻咽喉科	<u>耳鼻咽喉科・気管食道科</u>	門井町2丁目24番43号	555-2626 550-1896
9	医療法人 行田岡田医院	<u>内科・外科・リウマチ科・麻酔科・ペインクリニック科</u>	北河原102番地1	557-2311 557-2312
10	医療生協さいたま生活協同行田協立診療所	<u>内科・歯科</u>	本丸18番3号	556-4581 556-8521

11	医療法人社幸会 行田総合病院	内科・心療内科・精神科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・消化器外科・循環器内科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・肛門外科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・ペインクリニック内科・ペインクリニック外科・麻酔科・緩和ケア内科・腎臓内科・血管外科・病理診断科・腫瘍内科	持田376番地	代552-1111 F A X 552-1116 F A X 552-2011	11	医療法人社幸会 行田総合病院	内科・心療内科・精神科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・消化器外科・循環器内科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・肛門外科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・ペインクリニック内科・ペインクリニック外科・麻酔科・緩和ケア内科・腎臓内科・血管外科・病理診断科・腫瘍内科	持田376番地	代552-1111 F A X 552-1116 F A X 552-2011
12	医療法人社幸会 行田総合病院附属行田クリニック	<u>内科・循環器内科・消化器内科・消化器外科・呼吸器内科・神経内科・心療内科・リウマチ科・外科・肛門外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・小児科・精神科・麻酔科・放射線科・ペインクリニック外科・ペインクリニック内科・リハビリテーション科・泌尿器科・腎臓内科</u>	持田395番地 1	554-0005	12	医療法人社幸会 行田総合病院附属行田クリニック	<u>内科・循環器内科・呼吸器内科・消化器内科・腎臓内科・血管外科・整形外科・脳神経外科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・小児科</u>	持田395番地 1	554-0005
13	医療法人社団清幸会 行田中央総合病院	内科・循環器内科・糖尿病内科・漢方内科・呼吸器内科・産婦人科・外科・呼吸器外科・消化器外科・小児科・整形外科・形成外科・アレルギー科・リウマチ科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・ペインクリニック外科・眼科・皮膚科	富士見町 2 丁目 17 番地 17	代553-2000 F A X 553-2202 F A X 553-2009	13	医療法人社団清幸会 行田中央総合病院	内科・循環器内科・糖尿病内科・漢方内科・呼吸器内科・産婦人科・外科・呼吸器外科・消化器外科・小児科・整形外科・形成外科・アレルギー科・リウマチ科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・ペインクリニック外科・眼科・皮膚科	富士見町 2 丁目 17 番地 17	代553-2000 F A X 553-2202 F A X 553-2009
14	埼玉医療生活共同組合 行田ふれあいクリニック	<u>内科・循環器科</u>	持田 3 丁目 15 番 23 号	555-1155 556-8171	14	埼玉医療生活共同組合 行田ふれあいクリニック	<u>内科・循環器内科・透析・通所リハビリ・訪問看護</u>	持田 3 丁目 15 番 23 号	555-1155 556-8171
15	医療法人社団 栗原医院	<u>内科・消化器科・胃腸科・外科</u>	本丸11番35号	556-2272 550-1123	15	医療法人社団 栗原医院	<u>内科・消化器内科・外科</u>	本丸11番35号	556-2272 550-1123
16	小林内科医院	内科	谷郷2026番地 1	552-0362 552-0363	16	小林内科医院	内科	谷郷2026番地 1	552-0362 552-0363

17	さかつめ内科医院	小児科・内科	城西1丁目6番22号	553-5202 553-5202	17	さかつめ内科医院	小児科・内科	城西1丁目6番22号	553-5202 553-5202
18	医療法人社団桜会 坂本眼科	眼科	長野1263番地5	555-2440 555-2440	18	医療法人社団桜会 坂本眼科	眼科	長野1263番地5	555-2440 555-2440
19	医療法人愛應会 さきたまクリニック	<u>内科・消化器科・外科・泌尿器科</u>	持田1232番地1	564-6620	19	医療法人愛應会 さきたまクリニック	<u>泌尿器科・内科・外科・皮膚科・消化器内科</u>	持田1232番地1	564-6620
20	たけうち呼吸と内科のクリニック	<u>呼吸器科・内科</u>	持田3丁目4番20号	553-7700	20	たけうち呼吸と内科のクリニック	<u>内科・呼吸器内科</u>	持田3丁目4番20号	553-7700
21	なすクリニック	<u>内科・循環器科</u>	忍2丁目19番1号 清水ビル1階	550-4000 550-4001	21	なすクリニック	<u>内科・循環器内科</u>	忍2丁目19番1号 清水ビル1階	550-4000 550-4001
22	医療法人社団俊英会 根本医院	内科・小児科	行田10番22号	555-1261 555-2561	22	医療法人社団俊英会 根本医院	内科・小児科	行田10番22号	555-1261 555-2561
23	野口産婦人科	<u>婦人科・内科</u>	天満7番20号	556-4292 554-8228	23	野口産婦人科	<u>産婦人科・内科</u>	天満7番20号	556-4292 554-8228
24	ハピネス診療所	消化器内科・内視鏡内科	長野7296番地1	559-0082 559-2567	24	ハピネス診療所	消化器内科・内視鏡内科	長野7296番地1	559-0082 559-2567
25	花蔵メディカルクリニック	<u>美容皮膚科・形成外科・美容外科</u>	門井町2丁目2番20号	559-0082	25	花蔵メディカルクリニック	<u>形成外科・美容外科・皮膚科</u>	門井町2丁目2番20号	559-0082
26	春山皮膚科クリニック	皮膚科	下忍1045番地1	553-4112	26	春山皮膚科クリニック	皮膚科	下忍1045番地1	553-4112
27	古田整形外科医院	整形外科	緑町8番6号	553-5221 553-5222	27	古田整形外科医院	整形外科	緑町8番6号	553-5221 553-5222
28	細沼医院	耳鼻咽喉科	向町2番33号	556-3284 554-8577	28	細沼医院	耳鼻咽喉科	向町2番33号	556-3284 554-8577
29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596	29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596
30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	長野1丁目31番10号	553-6700 553-6710	30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	長野1丁目31番10号	553-6700 553-6710
31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	<u>内科・心療内科・小児科</u>	小見1400番地1	554-8835 554-8836	31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	<u>小児科・内科・心療内科・精神科</u> <u>ディケア</u>	小見1400番地1	554-8835 554-8836
32	やなせ眼科	眼科	門井町3丁目6番地9	564-0388 564-0383	32	やなせ眼科	眼科	門井町3丁目6番地9	564-0388 564-0383
33	やまかわ内科クリニック	<u>内科・循環器内科・呼吸器内科・眼科</u>	壱里山町18番地6 マルオカビル2F	564-1488 564-1477	33	やまかわ内科クリニック	<u>内科・循環器内科・呼吸器科・消化器内科・眼科</u>	壱里山町18番地6 マルオカビル2F	564-1488 564-1477
34	医療法人社団グリーンハート 吉田記念山本クリニック	<u>内科・循環器科</u>	埼玉4719番地	558-3507 558-3506	34	医療法人社団グリーンハート 吉田記念山本クリニック	<u>内科・循環器内科</u>	埼玉4719番地	558-3507 558-3506

30 3-4 行田市指定給水装置工事事業者一覧 (令和5年12月現在)

店名	所在地	電話番号
(略)		
サイカン工業(株)	行田市栄町5番3号	048-553-0111
(削除)		
(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
(有)橋本電気商会	行田市荒木2067番地	048-557-2840
森設備(株)	行田市長野5丁目16番1号	048-556-2300
(削除)		
(削除)		
(削除)		
(削除)		
(株)タカスイ設備	行田市本丸19番7号	048-501-5694
(削除)		
関口農機具店	行田市南河原1486番地2	048-557-3297
永光建設(株)	行田市犬塚1360番地	048-557-2228
(削除)		
(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
(株)協亜建設	行田市野2411番地1	048-559-0603
(削除)		
(削除)		
神明工坊	行田市渡柳1800番地	048-559-2469
(略)		
行田建匠	行田市矢場2丁目8番36号	048-553-4604
(削除)		
<u>ダイユーホーム</u>	<u>行田市大字谷郷411番地5</u>	<u>080-3343-2876</u>
<u>太田設備</u>	<u>行田市長野3丁目12番11号</u>	<u>048-554-9175</u>
<u>川久保住設</u>	<u>行田市城南7番地17</u>	<u>048-500-9079</u>
伊藤電気商会	羽生市上新郷1825番地11	048-561-8761
(略)		
桜井ライフライン(株)	羽生市南1丁目5番23号	048-561-1056
(削除)		
(削除)		
(有)長峯設備	羽生市羽生430番地6	048-561-4491
(株)ハトリ	羽生市南7丁目2番2号	048-562-5000
(削除)		

3-4 行田市指定給水装置工事事業者一覧 (令和4年5月現在)

店名	所在地	電話番号
(略)		
サイカン工業(株)	行田市栄町5番3号	048-553-0111
<u>(有)新井企画</u>	<u>行田市長野1丁目19番22号</u>	<u>048-555-3798</u>
(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
(有)橋本電気商会	行田市荒木2067番地	048-557-2840
森設備(株)	行田市長野5丁目16番1号	048-556-2300
<u>(有)関東水研</u>	<u>行田市行田10番27号</u>	<u>048-552-0222</u>
<u>シーエス</u>	<u>行田市白川戸855番地5</u>	<u>048-554-1545</u>
<u>勇設備工業</u>	<u>行田市野723番地1</u>	<u>048-559-1114</u>
<u>富士産業(株)行田営業所</u>	<u>行田市城西4丁目1番20号</u>	<u>048-550-4031</u>
(株)タカスイ設備	行田市本丸19番7号	048-501-5694
<u>(有)セントラルサービス</u>	<u>行田市南河原726番地</u>	<u>048-557-0053</u>
関口農機具店	行田市南河原1486番地2	048-557-3297
永光建設(株)	行田市犬塚1360番地	048-557-2228
<u>横山設備</u>	<u>行田市城西3丁目2番16号</u>	<u>048-556-8821</u>
(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
(株)協亜建設	行田市野2411番地1	048-559-0603
<u>あいしんハウジング</u>	<u>行田市長野1820番地2</u>	<u>048-594-6619</u>
<u>(株)大谷</u>	<u>行田市谷郷2458番地1</u>	<u>048-553-1713</u>
神明工坊	行田市渡柳1800番地	048-559-2469
(略)		
行田建匠	行田市矢場2丁目8番36号	048-553-4604
<u>アロハスリフォーム(株)</u>	<u>羽生市南3丁目6番12号</u>	<u>048-560-1199</u>
伊藤電気商会	羽生市上新郷1825番地11	048-561-8761
(略)		
桜井ライフライン(株)	羽生市南1丁目5番23号	048-561-1056
<u>島村建設工業(有)</u>	<u>羽生市秀安706番地</u>	<u>048-562-1177</u>
<u>東武土木(株)</u>	<u>羽生市下新郷1259番地</u>	<u>048-561-2778</u>
(有)長峯設備	羽生市羽生430番地6	048-561-4491
(株)ハトリ	羽生市南7丁目2番2号	048-562-5000
<u>(有)横須賀電機</u>	<u>羽生市南3丁目1番27号</u>	<u>048-561-0526</u>

(有)小島水道工業	加須市北篠崎212番地	0480-68-5743	(有)小島水道工業	加須市北篠崎212番地	0480-68-5743
(略)			(略)		
(有)ラピスト	加須市道地1205番地 1	0480-73-7277	(有)ラピスト	加須市道地1205番地 1	0480-73-7277
<u>宮本興業(株)</u>	<u>加須市北小浜227番2</u>	<u>0480-31-7296</u>			
リリスコンストラクション(株)	加須市中央 1 丁目10番14号	0480-61-0123	リリスコンストラクション(株)	加須市中央 1 丁目10番14号	0480-61-0123
(削除)			(略)		
(株)飯田設備	熊谷市大麻生1483番地 1	048-532-5971	(株)飯田設備	熊谷市大麻生1483番地 1	048-532-5971
(略)			(略)		
(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411番地	048-536-3662	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411番地	048-536-3662
(削除)			(株)カズミサービス		
北関東総合設備工業	熊谷市別府3丁目141番地	048-511-2450	北関東総合設備工業	熊谷市別府3丁目141番地	048-511-2450
(略)			(略)		
埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻156番地	048-532-5765	埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻156番地	048-532-5765
(削除)			(株)サクライ		
(削除)			(有)シー・エー・シー		
鹿野設備工業	熊谷市善ヶ島1210番地 4	048-588-3350	鹿野設備工業	熊谷市善ヶ島1210番地 4	048-588-3350
(削除)			下里設備工業		
(削除)			白根設備(株)		
新和機設(株)	熊谷市佐谷田159番地 1	048-522-0659	新和機設(株)	熊谷市佐谷田159番地 1	048-522-0659
(有)菅間さく泉	熊谷市小泉870番地	048-536-5319	(有)菅間さく泉	熊谷市小泉870番地	048-536-5319
(削除)			ダイゴ機設(株)		
(有)大昇	熊谷市佐谷田2964番地 2	048-525-3780	(有)大昇	熊谷市佐谷田2964番地 2	048-525-3780
(削除)			大勝設備工業		
(削除)			たから工業		
(株)タキザワ	熊谷市石原 1 丁目122番地	048-521-5028	(株)タキザワ	熊谷市石原 1 丁目122番地	048-521-5028
(削除)			田口設備工事		
(有)拓己設備	熊谷市上之1197番地10	048-523-8322	(有)拓己設備	熊谷市上之1197番地10	048-523-8322
(削除)			タケオ設備		
十設備	熊谷市上之400番地 1	048-521-5254	十設備	熊谷市上之400番地 1	048-521-5254
(略)			(略)		
橋本設備工業	熊谷市善ヶ島3186番地 5	048-526-2270	橋本設備工業	熊谷市善ヶ島3186番地 5	048-526-2270
(削除)			パナソニックコンシューマーマーケ ティング(株) CS社 首都圏社 熊谷サービスセンタ ー		
フシミ設備サービス	熊谷市別府 5 丁目284番地	048-532-5243	フシミ設備サービス	熊谷市別府 5 丁目284番地	048-532-5243
(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間222番地 1	048-533-5328	(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間222番地 1	048-533-5328

(削除)			(有)丸岡農機具店			熊谷市八木田683番地 1	048-588-0205
萬文ポンプ店	熊谷市本石 1 丁目49番地	048-521-1341	萬文ポンプ店	熊谷市本石 1 丁目49番地	048-521-1341		
(削除)			三菱電機システムサービス(株)熊谷サービスステーション			熊谷市柿沼662番地	048-524-2172
(削除)			(有)茂木商会			熊谷市宮本町 5 番地	048-521-0925
矢部設備工業	熊谷市末広 3 丁目 5 番15号	048-526-2380	矢部設備工業	熊谷市末広 3 丁目 5 番15号	048-526-2380		
(略)			(略)				
(株)小川商店	鴻巣市本町 7 丁目 6 番 2 号	048-541-0126	(株)小川商店	鴻巣市本町 7 丁目 6 番 2 号	048-541-0126		
(削除)			(有)カナザワ設備			鴻巣市堤町24番地16号	048-597-5155
(有)栴田設備	鴻巣市広田377番地 1	048-569-2080	(有)栴田設備	鴻巣市広田377番地 1	048-569-2080		
(略)			(略)				
(株)ナガタケ	鴻巣市北新宿1111番地 5	048-548-0919	(株)ナガタケ	鴻巣市北新宿1111番地 5	048-548-0919		
(削除)			(有)ナカマ設備工業			鴻巣市小谷1955番地 2	048-548-0936
(有)野口商店	鴻巣市吹上本町4丁目6番12号	048-548-0108	(有)野口商店	鴻巣市吹上本町4丁目6番12号	048-548-0108		
(削除)			萩原ポンプ店			鴻巣市大芦810番地 1	048-548-6248
(株)羽鳥工業	鴻巣市屈巢3533番地 1	048-569-0741	(株)羽鳥工業	鴻巣市屈巢3533番地 1	048-569-0741		
(有)平賀設備工業	鴻巣市明用301番地	048-548-1739	(有)平賀設備工業	鴻巣市明用301番地	048-548-1739		
吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚 3 丁目 1 番 2 号	048-548-0214	吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚 3 丁目 1 番 2 号	048-548-0214		
(削除)			(株)マルカ商事			鴻巣市屈巢2628番地 1	048-569-2110
(株)水野水道	鴻巣市人形 4 丁目 6 番27号	048-541-5361	(株)水野水道	鴻巣市人形 4 丁目 6 番27号	048-541-5361		
(株)桐宗工業	鴻巣市境79番地15	048-578-7216	(株)桐宗工業	鴻巣市境79番地15	048-578-7216		
小澤設備工業	鴻巣市下忍3483番地 4	048-598-5658	小澤設備工業	鴻巣市下忍3483番地 4	048-598-5658		
桐原設備工業所	鴻巣市箕田479番地7	048-596-1842	(株)早坂建設	越谷市神明町 2 丁目179番地 7	048-916-5546		
(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前205番地6	048-594-6157	小仁熊瑞宝工業(株)	八潮市八潮1丁目17番4号	048-996-5116		
(株)早坂建設	越谷市神明町 2 丁目179番地 7	048-916-5546	アサヒ住建(株)	上尾市平塚2558番地 4	048-773-8513		
小仁熊瑞宝工業(株)	八潮市八潮1丁目17番4号	048-996-5116	(株)井口工業	上尾市平方8540番地 2	048-726-2793		
アサヒ住建(株)	上尾市平塚2558番地 4	048-773-8513	(削除)				
(株)井口工業	上尾市平方8540番地 2	048-726-2793	(削除)				
(削除)			(有)三幸システム企画			上尾市地頭方441番地 7	048-781-3405
(略)			(略)				
(株)こぐれ技建	上尾市上62番地13 深山ビル201	048-778-8283	(株)こぐれ技建	上尾市上62番地13 深山ビル201	048-778-8283		
(有)カネコプレーナー	上尾市中分2番186	048-856-9213	(株)武蔵設備	入間市新久669番地50	04-2963-2922		
(株)武蔵設備	入間市新久669番地50	04-2963-2922	(略)				
(略)			(略)				
(有)玉坂設備	桶川市上日出谷344番地11	048-787-6550	(有)玉坂設備	桶川市上日出谷344番地11	048-787-6550		

(削除)			五十嵐設備		
(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929	(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929
(略)			(略)		
マツオ興業(株)	川島町上伊草821番地1	049-297-0792	マツオ興業(株)	川島町上伊草821番地1	049-297-0792
<u>(株)篤佳設備</u>	<u>川島町上伊草1484番10</u>	<u>049-215-4039</u>	(株)泉山設備	北本市石戸5丁目268番地	048-592-7510
(株)泉山設備	北本市石戸5丁目268番地	048-592-7510	(略)		
(略)			(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所366番地7	048-621-3535
(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所366番地7	048-621-3535	<u>(株)クラシアン</u>	<u>さいたま市北区宮原町2丁目18番1号</u>	<u>048-668-6911</u>
(削除)			(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町47番地24	048-663-0818
(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町47番地24	048-663-0818	<u>積和建設埼玉(株)</u>	<u>さいたま市見沼区東大宮6丁目14番10号</u>	<u>048-549-2511</u>
(削除)			(有)長谷川設備工業	さいたま市西区高木1469番地40	048-626-2385
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区高木1469番地40	048-626-2385	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区高木1469番地40	048-626-2385
<u>(株)ノハラ興業</u>	<u>さいたま市北区宮原町2丁目4番2号</u>	<u>048-664-6398</u>	(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237番地13	049-282-4294
<u>(株)深谷設計設備</u>	<u>さいたま市北区別所町38番10</u>	<u>048-783-4090</u>	(株)くはら設備	坂戸市塚越1203番地1	049-280-8777
<u>(株)良松</u>	<u>さいたま市北区東大成町1番460</u>	<u>048-666-1200</u>	関根設備工業(株)	幸手市中1丁目12番33号	0480-42-0087
<u>(株)SUZUKI設備</u>	<u>比企郡吉見町大字長谷1504番164</u>	<u>0493-54-2344</u>	(株)アイトップ	狭山市入間川2丁目21番24号	04-2952-2274
(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237番地13	049-282-4294	<u>(有)八木沢設備</u>	<u>日高市高萩東3丁目4番19号</u>	<u>042-989-7679</u>
(株)くはら設備	坂戸市塚越1203番地1	049-280-8777	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83番地2	0480-97-0058
関根設備工業(株)	幸手市中1丁目12番33号	0480-42-0087	<u>(株)エハラ設備</u>	<u>白岡市西4丁目11番20号</u>	<u>0480-92-2345</u>
(株)アイトップ	狭山市入間川2丁目21番24号	04-2952-2274	(削除)		
<u>(有)八木沢設備</u>	<u>日高市高萩東3丁目4番19号</u>	<u>042-989-7679</u>	(株)山田設備工業	白岡市西8丁目15番1号	0480-92-2251
(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83番地2	0480-97-0058	(株)熊谷設備工業	杉戸町宮前137番地56	0480-38-0043
<u>(株)エハラ設備</u>	<u>白岡市西4丁目11番20号</u>	<u>0480-92-2345</u>	(削除)		
(削除)			(株)茂田工業所	杉戸町内田2丁目8番16号	0480-32-1766
(株)山田設備工業	白岡市西8丁目15番1号	0480-92-2251	(削除)		
(株)熊谷設備工業	杉戸町宮前137番地56	0480-38-0043	(削除)		
(削除)			(削除)		
(株)茂田工業所	杉戸町内田2丁目8番16号	0480-32-1766	(削除)		
(削除)			(有)平設備	滑川町伊古158番地1	0493-57-1157
(有)平設備	滑川町伊古158番地1	0493-57-1157	(削除)		
(削除)			(有)飯村設備工業	東松山市毛塚894番5号	0493-35-0566
(有)飯村設備工業	東松山市毛塚894番5号	0493-35-0566	(削除)		
(削除)			晴耕設備	東松山市大谷4864番地4	0493-39-5979
晴耕設備	東松山市大谷4864番地4	0493-39-5979	(有)太陽設備	東松山市大字上唐子1174番地1	0493-23-8853
(有)太陽設備	東松山市大字上唐子1174番地1	0493-23-8853	(有)太陽設備	東松山市大字上唐子1174番地1	0493-23-8853

(株)タカサカ	東松山市西本宿1763番地 3	0493-34-4735	(株)タカサカ	東松山市西本宿1763番地 3	0493-34-4735
(削除)			(有)友田商店	東松山市本町1丁目1番9号	0493-22-0645
(削除)			(株)ナリウチ設備	東松山市松本町1丁目2番8号	0493-22-1106
(株)ユーライフ	東松山市石橋1696番地 4	0493-81-5678	(株)ユーライフ	東松山市石橋1696番地 4	0493-81-5678
(略)			(略)		
(有)笠原鉄工所	深谷市田中62番地	048-583-2018	(有)笠原鉄工所	深谷市田中62番地	048-583-2018
(削除)			上柴設備	深谷市上柴町東3丁目1番10号	048-573-3312
(株)観水	深谷市柏合681番地 1	048-571-3119	(株)観水	深谷市柏合681番地 1	048-571-3119
黒沢設備	深谷市針ヶ谷817番地 1	048-585-0825	黒沢設備	深谷市針ヶ谷817番地 1	048-585-0825
(有)御所設備	深谷市東方町5丁目15番6号	048-573-2833	(有)御所設備	深谷市東方町5丁目15番6号	048-573-2833
(削除)			坂本電気工事店	深谷市櫛引77番地 1	048-572-7911
(株)鈴木美装	深谷市東方町3丁目12番地 7	048-572-9580	(株)鈴木美装	深谷市東方町3丁目12番地 7	048-572-9580
(略)			(略)		
ツカサエンジニアリングサービス	深谷市東方町2丁目7番13号	048-572-7138	ツカサエンジニアリングサービス	深谷市東方町2丁目7番13号	048-572-7138
(削除)			(株)つるや	深谷市小前田1903番地	048-584-0070
(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557番地12	048-572-3098	(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557番地12	048-572-3098
(株)深谷電気工事	深谷市上野台2935番地 4	048-571-4155	(株)深谷電気工事	深谷市上野台2935番地 4	048-571-4155
(削除)			村岡住設	深谷市田中2926番地 1	048-583-7359
山口設備	深谷市小前田181番地 1	048-501-7202	山口設備	深谷市小前田181番地 1	048-501-7202
(略)			(略)		
(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷587番地 1	0495-72-0909	(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷587番地 1	0495-72-0909
(削除)			(有)山口電機工業所	本庄市柏1丁目1番2号	0495-24-3511
大久原設備	本庄市児玉町共栄314番地	0495-72-2843	大久原設備	本庄市児玉町共栄314番地	0495-72-2843
(削除)			キムラ水道設備	美里町下児玉1138番地	0495-76-1028
(株)坂井住設	美里町白石1452番地16	0495-76-4833	(株)坂井住設	美里町白石1452番地16	0495-76-4833
(略)			(略)		
(有)空衛設備	宮代町東331番地 6	0480-37-3317	(有)空衛設備	宮代町東331番地 6	0480-37-3317
(有)福商	宮代町字川端288番1	0480-33-4043	(株)オチアイ	三芳町藤久保1122番地 4	049-258-6772
(削除)			K設備	吉見町長谷722番地20	0493-54-6362
(削除)			(株)田島建設	吉見町古名新田120番地 3	0493-54-1032
(株)田島建設	吉見町古名新田120番地 3	0493-54-1032	(有)新島商会	吉見町南吉見344番地	0493-54-1433
(有)新島商会	吉見町南吉見344番地	0493-54-1433	(有)横田設備	吉見町荒子868番地	0493-54-3617
(削除)			(株)takikan	吉見町久米田812番地 3	0493-81-6006
(株)takikan	吉見町久米田812番地 3	0493-81-6006	(株)今井設備工業	寄居町富田3628番地 4	048-582-1408
(株)今井設備工業	寄居町富田3628番地 4	048-582-1408	(削除)		
(削除)			(有)内藤設備工業(有)	寄居町富田3944番地 2	048-582-2891
(削除)			(有)小川工業所	群馬県千代田町萱野1158番地 3	0276-86-4582

(有)橋本設備工事	群馬県邑楽町赤堀3706番地	0276-88-4060	(有)橋本設備工事	群馬県邑楽町赤堀3706番地	0276-88-4060
船越設備工業(有)	群馬県千代田町萱野1087番地	0276-86-2471	船越設備工業(有)	群馬県千代田町萱野1087番地	0276-86-2471
桝屋設備	群馬県千代田町赤岩1043番地	0276-86-5079	桝屋設備	群馬県千代田町赤岩1043番地	0276-86-5079
<u>(株)鈴木設備工業</u>	<u>群馬県伊勢崎市田部井町2丁目1268番3号</u>	<u>0270-75-4921</u>			
(削除)			(削除)		
(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番15	049-242-5064	<u>(有)山口設備</u>	<u>群馬県邑楽町石打1482番地1</u>	<u>0276-70-9070</u>
(削除)			(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番15	049-242-5064
<u>圏央設備(株)</u>	<u>鶴ヶ島市大字下新田590番地23</u>	<u>049-287-4889</u>	<u>(有)長島設備</u>	<u>茨城県五霞町冬木249番地</u>	<u>0280-84-0301</u>
(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番地7号	06-6335-1211	(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番地7号	06-6335-1211
(略)			(略)		
(株)住まいる安心レスキュー	東京都足立区入谷9丁目31番地8号	048-229-2382	(株)住まいる安心レスキュー	東京都足立区入谷9丁目31番地8号	048-229-2382
<u>(株)ライフエナジー</u>	<u>東京都千代田区平河町1丁目6番15号USビル8F</u>	<u>0120-033-003</u>			
<u>(株)ニチエネ</u>	<u>東京都港区赤坂7丁目1番15号アトム青山タワー7階</u>	<u>042-718-9499</u>			
<u>(株)ワースバンド</u>	<u>神奈川県海老名市柏ヶ谷1丁目14番29号橋ビル202</u>	<u>046-292-7155</u>			
<u>(株)日本水道センター</u>	<u>千葉県船橋市夏見1丁目6番1号</u>	<u>047-421-1281</u>			
(株)菊池設備工業	栃木県宇都宮市下平出町161番地1	028-666-5469	(株)菊池設備工業	栃木県宇都宮市下平出町161番地1	028-666-5469
(株)シー・アール・エス	栃木県足利市葉鹿町147番地2	0284-62-5551	(株)シー・アール・エス	栃木県足利市葉鹿町147番地2	0284-62-5551
<u>(株)大垣設備</u>	<u>栃木県佐野市岩崎町765番1</u>	<u>0283-61-0225</u>			
(株)タカギ	福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番地1号	093-962-0941	(株)タカギ	福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番地1号	093-962-0941
(有)アクアライン	広島県広島市中区八丁堀8丁目8番 第1ウエノヤビル6F	082-502-6644	(有)アクアライン	広島県広島市中区八丁堀8丁目8番 第1ウエノヤビル6F	082-502-6644

37	3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧			3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧		
	(令和5年12月現在)			(令和4年11月現在)		
工事店名	所在地	電話	工事店名	所在地	電話	
(略)			(略)			
大澤建設(株)	行田市須加 4421 番地	048-557-1611	大澤建設(株)	行田市須加 4421 番地	048-557-1611	
(削除)			<u>大山設備工業所</u>	<u>行田市酒巻 1559 番地</u>	<u>048-557-0543</u>	
小川工業(株)	行田市桜町 1 丁目 5 番 16 号	048-554-4111	小川工業(株)	行田市桜町 1 丁目 5 番 16 号	048-554-4111	
(有)加村工業	行田市桜町 1 丁目 9 番 3 号	048-556-2912	(有)加村工業	行田市桜町 1 丁目 9 番 3 号	048-556-2912	
(略)			(略)			
サイカン工業(株)	行田市栄町 5 番 3 号	048-553-0111	サイカン工業(株)	行田市栄町 5 番 3 号	048-553-0111	
(削除)			<u>シーエス</u>	<u>行田市白川戸 855 番地 5</u>	<u>048-554-1545</u>	
(株)清水アーネット	行田市忍 2 丁目 19 番 1 号	048-556-5151	(株)清水アーネット	行田市忍 2 丁目 19 番 1 号	048-556-5151	
(略)			(略)			
ダイユーホーム	行田市谷郷 1577 番地	048-553-2876	ダイユーホーム	行田市谷郷 1577 番地	048-553-2876	
<u>ダイユーホーム</u>	<u>行田市谷郷 411 番地 5</u>	<u>080-3343-2876</u>	(株)太陽冷熱	行田市桜町 1 丁目 17 番 7 号	048-554-6208	
(株)太陽冷熱	行田市桜町 1 丁目 17 番 7 号	048-554-6208	(略)			
(略)			(株)アール・ケー・イー	熊谷市末広 4 丁目 12 番 32 号	048-523-8653	
(株)アール・ケー・イー	熊谷市末広 4 丁目 12 番 32 号	048-523-8653	<u>明科設備産業(有)</u>	<u>熊谷市代 567 番地 2</u>	<u>048-522-4944</u>	
(削除)			(略)			
(略)			(有)朝見住設	鴻巣市屈巢 2382 番地	048-569-0995	
(有)朝見住設	鴻巣市屈巢 2382 番地	048-569-0995	<u>(株)篤佳設備</u>	<u>比企郡川島町上伊草 1484 番地 10</u>	<u>049-215-4039</u>	
<u>(株)篤佳設備</u>	<u>比企郡川島町上伊草 1484 番地 10</u>	<u>049-215-4039</u>	アテックス(株)	北本市中央 4 丁目 74 番地	048-590-5707	
アテックス(株)	北本市中央 4 丁目 74 番地	048-590-5707	(略)			
(略)			(有)飯村設備工業	東松山市毛塚 894 番地 5	0493-35-0566	
(有)飯村設備工業	東松山市毛塚 894 番地 5	0493-35-0566	<u>五十嵐設備</u>	<u>春日部市小淵 1155 番地 6</u>	<u>048-761-4180</u>	
(削除)			(株)石原住宅設備	熊谷市石原 323 番地 4	048-522-2807	
(株)石原住宅設備	熊谷市石原 323 番地 4	048-522-2807	(略)			
(略)			(株)伊藤住設	川越市上寺山 458 番地 10	049-226-5071	
(株)伊藤住設	川越市上寺山 458 番地 10	049-226-5071	<u>伊藤設備工業(有)</u>	<u>寄居町赤浜 1826 番地</u>	048-582-3360	
(削除)			<u>INOUE 工業</u>	<u>本庄市本庄 2 丁目 7 番 3 号ライオンズマンション本庄 512</u>	<u>0495-24-2307</u>	
(削除)			(株)今井設備工業	寄居町富田 3628 番地 4	048-582-1408	
(株)今井設備工業	寄居町富田 3628 番地 4	048-582-1408	内田基興(株)	本庄市緑 1 丁目 6 番 1 号	0495-24-2257	
<u>Ace</u>	<u>深谷市稲荷町 1 丁目 16 番 18 号 2F</u>	<u>048-507-5346</u>	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地の 2	0480-97-0058	
(削除)			(略)			
(株)エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地の 2	0480-97-0058	(略)			

(株)MS フィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048-621-3535
(削除)		
大久原設備(株)	本庄市児玉町共栄 314 番地	0495-72-2843
(略)		
(株)小高設備	川越市下広谷 512 番地 1	049-239-3900
(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前 205 番地 6	048-594-6157
(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻 3334 番地	048-530-4030
(有)柿沼住設	羽生市東 8 丁目 9 番地 13	048-561-6166
(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田 411 番地	048-536-3662
(削除)		
(削除)		
(株)栴田設備	鴻巣市広田 377 番地 1	048-569-2080
(削除)		
(株)観水	深谷市柏合 681 番地 1	048-571-3119
関東日精(株)	神川町原新田 1097 番地 1	0495-77-3850
(削除)		
吉備工業(株)	久喜市栗橋東 4 丁目 7 番 22 号	0480-52-0777
(略)		
(株)くはら設備	坂戸市塚越 1203 番地 1	049-280-8777
(削除)		
(株)熊谷清掃社	熊谷市上之 3232 番地	048-521-3178
(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1	048-668-6911
(削除)		
黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817 番地 1	048-585-0825
(削除)		
(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町 47 番地 24	048-663-0818
(略)		
埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻 156 番地	048-532-5765
(株)彩水設備	川越市鯨井新田 45 番地 2 グランヴィル 4F	049-298-6130
(株)彩玉	加須市中種足 1497 番地	0480-53-3432
(略)		
(株)SAKURAI	上里町七本木 2993 番地 1	0495-35-3955
(株)三希設備	川越市中台元町 1 丁目 5 番地 15	049-242-5064
(有)三幸システム企画	上尾市地頭方 441 番地 7	048-781-3405
(削除)		
(株)茂田工業所	さいたま市北区東大成町 2 丁目 376 番地 2	048-666-6838
(略)		

(株)MS フィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048-621-3535
(株)大木水道	桶川市川田谷 3552 番地の 2	048-787-0611
大久原設備(株)	本庄市児玉町共栄 314 番地	0495-72-2843
(略)		
(株)小高設備	川越市下広谷 512 番地 1	049-239-3900
(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻 3334 番地	048-521-0397
(有)柿沼住設	羽生市東 8 丁目 9 番地 13	048-561-6166
(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田 411 番地	048-536-3662
(株)カズミサービス	熊谷市小島 719 番地 1	048-522-4667
(有)カナザワ設備	鴻巣市堤町 24 番 16 号	048-597-5155
(株)栴田設備	鴻巣市広田 377 番地 1	048-569-2080
上柴設備	深谷市上柴町東 3 丁目 1 番地 10	048-573-3312
(株)観水	深谷市柏合 681 番地 1	048-571-3119
関東日精(株)	神川町原新田 1097 番地 1	0495-77-3850
(株)気水設備	春日部市永沼 629 番地 2	048-876-9990
吉備工業(株)	久喜市栗橋東 4 丁目 7 番 22 号	0480-52-0777
(略)		
(株)くはら設備	坂戸市塚越 1203 番地 1	049-280-8777
(株)熊谷設備工業	杉戸町宮前 137 番地 56	0480-38-0043
(株)熊谷清掃社	熊谷市上之 3232 番地	048-521-3178
(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1	048-668-6911
(有)黒澤水道設備	秩父市小柱 500 番地 1	0494-63-2131
黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817 番地 1	048-585-0825
K 設備	吉見町長谷 722 番地 20	0493-54-6362
(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町 47 番地 24	048-663-0818
(略)		
埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻 156 番地	048-532-5765
(株)彩水設備	川越市鯨井新田 45 番地 2	049-298-6130
(株)彩玉	加須市中種足 1497 番地	0480-53-3432
(略)		
(株)SAKURAI	上里町七本木 2993 番地 1	0495-35-3955
(有)三幸システム企画	上尾市地頭方 441 番地 7	048-781-3405
鹿野設備工業	熊谷市善ヶ島 1210 番地 4	048-588-3350
(株)茂田工業所	さいたま市北区東大成町 2 丁目 376 番地 2	048-666-6838
(略)		

(有)新成建設	本庄市下野堂 651 番 7	0495—24—3574
(削除)		
新和機設(株)	熊谷市佐谷田 153 番地 7	048—522—0659
(株)スカイホーム	北本市中央 4 丁目 68 番地 2	048—592—0111
(株)鈴木美装	深谷市東方町 3 丁目 12 番地 7	048—572—9580
(削除)		
関根設備工業(株)	幸手市中 1 丁目 12 番 33 号	0480—42—0087
(削除)		
(株)大昇	熊谷市佐谷田 2964 番地 2	048—525—3780
(略)		
(株)高橋設備	本庄市緑 2 丁目 1 番 2 号	0495—21—3563
(削除)		
(株)タキザワ	熊谷市石原 1339 番地	048—521—5028
(略)		
(株)トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480—21—0946
(削除)		
戸矢設備	上里町堤 333 番地 2	0495—33—9239
(株)中島水道	熊谷市万吉 709 番地 7	048—536—5151
中島設備	<u>深谷市高島 634 番地</u>	<u>048—511—8346</u>
(有)中嶋設備工業	熊谷市武体 197 番地	048—532—3581
(略)		
(有)長峯設備	羽生市羽生 430 番地 6	048—561—4491
<u>中村設備</u>	<u>熊谷市妻沼東 5 丁目 67 番</u>	<u>048—589—0020</u>
(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048—773—8733
(略)		
(株)日建	鴻巣市広田 3524 番地 28	048—598—7681
(削除)		
(株)ノハラ興業	<u>さいたま市北区宮原町 2 丁目 1 番地 7</u>	048—664—6398
<u>(株)一設備工業</u>	<u>北葛飾郡杉戸町堤根 4424 番地 8</u>	<u>048—812—7840</u>
橋本設備工業	<u>熊谷市善ヶ島 3186 番地 5</u>	<u>090—8682—2379</u>
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902 番地 1	048—626—2385
(略)		
(有)濱島建設	加須市外田ヶ谷 17 番地の 1	0480—73—1728
<u>(株)ハマノ</u>	<u>北葛飾郡杉戸町杉戸 5 丁目 5 番 12 号</u>	<u>0480—31—1318</u>
(株)早坂建設	越谷市神明町 <u>3 丁目 289 番地 4</u>	048—916—5546
美創	熊谷市拾六間 823 番地 23	0120—622—682
(略)		

(有)新成建設	本庄市下野堂 651 番 7	0495—24—3574
<u>シンテック(株)</u>	<u>長瀨町野上下郷 3337 番地 1</u>	<u>0494—66—0457</u>
新和機設(株)	熊谷市佐谷田 153 番地 7	048—522—0659
(株)スカイホーム	北本市中央 4 丁目 68 番地 2	048—592—0111
(株)鈴木美装	深谷市東方町 3 丁目 12 番地 7	048—572—9580
<u>(有)関根設備</u>	<u>鴻巣市登戸 341 番地 1</u>	<u>048—597—1244</u>
関根設備工業(株)	幸手市中 1 丁目 12 番 33 号	0480—42—0087
<u>積和建设埼玉栃木(株)</u>	<u>さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 14 番地 10</u>	<u>048—686—1191</u>
(株)大昇	熊谷市佐谷田 2964 番地 2	048—525—3780
(略)		
(株)高橋設備	本庄市緑 2 丁目 1 番 2 号	0495—21—3563
<u>(株)たから工業</u>	<u>熊谷市野原 671 番地 1</u>	<u>048—536—9338</u>
(株)タキザワ	熊谷市石原 1339 番地	048—521—5028
(略)		
(株)トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480—21—0946
<u>(有)友田商店</u>	<u>東松山市本町 1 丁目 1 番 9 号</u>	<u>0493—22—0645</u>
戸矢設備	上里町堤 333 番地 2	0495—33—9239
(株)中島水道	熊谷市万吉 709 番地 7	048—536—5151
中島設備	<u>深谷市原郷 2106 番地 5</u>	048—573—0722
(有)中嶋設備工業	熊谷市武体 197 番地	048—532—3581
(略)		
(有)長峯設備	羽生市羽生 430 番地 6	048—561—4491
(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048—773—8733
(略)		
(株)日建	鴻巣市広田 3524 番地 28	048—598—7681
根岸設備	熊谷市御正新田 23 番地 4	048—536—5870
(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町 2 丁目 4 番地 2	048—664—6398
橋本設備工業	<u>熊谷市平戸 464 番地 2</u>	<u>048—526—2270</u>
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902 番地 1	048—626—2385
(略)		
(有)濱島建設	加須市外田ヶ谷 17 番地の 1	0480—73—1728
(株)早坂建設	越谷市神明町 <u>2 丁目 279 番地 7</u>	048—916—5546
美創	熊谷市拾六間 823 番地 23	0120—622—682
(略)		

深作設備工業(株)	久喜市久喜北1丁目10番4	0480-21-3175	深作設備工業(株)	久喜市久喜北1丁目10番4	0480-21-3175
<u>(株)深谷設計設備</u>	<u>さいたま市北区別所町38番地10</u>	<u>048-783-4090</u>			
(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557番地12	048-572-3098	(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557番地12	048-572-3098
(削除)			(削除)		
吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚3丁目1番2号	048-548-0214	(株)深谷電気工事	深谷市上野台2935番地4	048-571-4155
<u>(有)福商</u>	<u>南埼玉郡宮代町川端288番1</u>	<u>0480-33-4043</u>	吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚3丁目1番2号	048-548-0214
(株)福田設備工業	加須市中種足1529番地	0480-73-2848	(株)福田設備工業	加須市中種足1529番地	0480-73-2848
フシミ設備サービス(株)	熊谷市別府5丁目284番地	048-532-5243	フシミ設備サービス(株)	熊谷市別府5丁目284番地	048-532-5243
<u>(有)へんみ設備</u>	<u>児玉郡美里町沼上85番地2</u>	<u>0495-76-4120</u>			
(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間222番地1	048-533-5328	(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間222番地1	048-533-5328
(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929	(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番	048-736-2929
<u>(株)雅工業</u>	<u>川口市安行出羽4丁目9番18号</u>	<u>048-269-1611</u>			
マツオ興業(株)	川島町上伊草821番地1	049-297-0792	マツオ興業(株)	川島町上伊草821番地1	049-297-0792
合同会社マツザキ	上尾市壱丁目南16番地1グリーンピュア201号	048-717-1519	合同会社マツザキ	上尾市壱丁目南16番地1グリーンピュア201号	048-717-1519
(削除)			(削除)		
(削除)			(略)		
(株)丸山設備	加須市新川通420番地5	0480-53-3040	(株)丸山設備	加須市新川通420番地5	0480-53-3040
(略)			(略)		
(株)水野設備	深谷市国済寺425番地2	048-571-2822	(株)水野設備	深谷市国済寺425番地2	048-571-2822
<u>(株)見沼工業</u>	<u>さいたま市見沼区春岡3丁目49番17</u>	<u>048-686-9888</u>			
宮本興業(株)	加須市北小浜227番地2	0480-31-7296	宮本興業(株)	加須市北小浜227番地2	0480-31-7296
(削除)			(株)雅工業	川口市芝7028番地の34	048-269-1611
(削除)			(有)茂木商会	熊谷市宮本町5番地	048-521-0925
茂木設備工業	北本市石戸4丁目323	048-591-2032	茂木設備工業	北本市石戸4丁目323	048-591-2032
(略)			(略)		
(株)ヤマグチ	久喜市佐間290番地の2	0480-52-5570	(株)ヤマグチ	久喜市佐間290番地の2	0480-52-5570
(削除)			山口設備	深谷市小前田181番地3	048-501-7202
(有)山崎製作所	熊谷市西別府2263番2	048-532-3494	(有)山崎製作所	熊谷市西別府2263番2	048-532-3494
(株)山田設備工業	白岡市西8丁目15番1	0480-92-2251	(株)山田設備工業	白岡市西8丁目15番1	0480-92-2251
(株)ユーライフ	東松山市石橋1696番4	0493-81-5678	(株)ユーライフ	東松山市石橋1696番4	0493-81-5678
(削除)			(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番地15	049-242-5064
(株)吉岡設備	深谷市寿町177番地	048-572-3416	(株)吉岡設備	深谷市寿町177番地	048-572-3416
<u>(株)良松</u>	<u>さいたま市北区東大成町1丁目460番地</u>	<u>048-666-1200</u>			
(有)ラピスト	加須市道地1205番地1	0480-73-7277	(有)ラピスト	加須市道地1205番地1	0480-73-7277

44

3-8 市内寺院一覧

(令和3年12月現在)

NO	法人名	所在地	NO	法人名	所在地
(略)					
21	慶岩寺	大字酒巻 1862 番地	54	徳円寺	門井町 1 丁目 19 番地
22	専勝寺	城西 3 丁目 7 番 12 号	55	真福寺	棚田町 1 丁目 29 番地 9
(略)					

52

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

4-4 市における主な風水害記録

発生年月日	原因	被害概要	備考
(略)			
令和元年10月12~13日	台風	台風19号により、佐間地区を中心に市内全域で被害。床上浸水55件、床下浸水201件、非住家23件、総雨量239.9mm。	救助法適用
令和5年6月28日	大雨降雹	降雹により被害。物的被害131件(住家48件、非住家55件、農業用施設28件)、倒木2件	

3-8 市内寺院一覧

(令和3年12月現在)

NO	法人名	所在地	NO	法人名	所在地
(略)					
21	慶岩寺	大字酒巻 1862 番地	54	徳円寺	大字門井 831 番地
22	専勝寺	城西 3 丁目 7 番 12 号	55	真福寺	大字棚田 202 番地
(略)					

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

4-4 市における主な風水害記録

発生年月日	原因	被害概要	備考
(略)			
令和元年10月12~13日	台風	台風19号により、佐間地区を中心に市内全域で被害。床上浸水55件、床下浸水201件、非住家23件、総雨量239.9mm。	救助法適用

第5 まちに関する資料

5-1 人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

年	人口	増加		世帯数	一世帯当たり人数	老年人口		
		数	率			人口	割合	全国割合
(略)								
4	79,324	▲912	▲1.1	35,370	2.24	25,508	32.2	—

57 第5 まちに関する資料
5-1 人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

年	人口	増加		世帯数	一世帯当たり人数	老年人口		
		数	率			人口	割合	全国割合
(略)								
4	79,324	▲912	▲1.1	35,370	2.24	25,508	32.2	—
5	78,741	▲583	▲0.7	35,632	2.20	25,635	32.6	—
6	78,416	▲325	▲0.4	36,087	2.17	25,736	32.8	—

64 第6 市の防災体制に関する資料
6-2 通信施設一覧
イ 戸別受信機

番号	受信機番号	施設名	所在地	電話番号
(略)				
14	10014	行田市立太田小学校	行田市大字小針3521番地	556—2997
15	10015	行田市立旧太田東小学校	行田市大字真名板955番地	559—3810
(略)				

第6 市の防災体制に関する資料

6-2 通信施設一覧

イ 戸別受信機

番号	受信機番号	施設名	所在地	電話番号
(略)				
14	10014	行田市立太田西小学校	行田市大字小針3521番地	556—2997
15	10015	行田市立太田東小学校	行田市大字真名板955番地	559—3810
(略)				

(2) 消防無線施設配置一覧

所	属	局名	呼出名称	型式	周波	空中線電力
(略)						
本部	予防課	移動局携帯	行田指揮 103	5K80G1D	統制波1 統制波2 統制波3 主運用波 消防活動波 救急活動波	2W
			行田指揮 104			
指揮車	移動局車載	行田指揮 1	5W			
	移動局可搬	行田指揮 01				
	移動局携帯	行田指揮 101				
	移動局携帯	行田指揮 102				
積載車	移動局車載	行田積載 1	5W			
	移動局携帯	行田積載 101	2W			

所 属		局 名	呼 出 名 称	型 式	周 波	空 中 線 電 力
(略)						
本 部	予 防 課	移 動 局 携 帯	行田指揮 103	5K80G1D	統制波 1 統制波 2 統制波 3 主運用波 消防活動波 救急活動波	2 W
			行田指揮 104			2 W
本 署	指 揮 車	移 動 局 車 載	行田指揮 1	5K80G1D	統制波 1 統制波 2 統制波 3 主運用波 消防活動波 救急活動波	5 W
			行田指揮 01			5 W
		移 動 局 携 帯	行田指揮 101			2 W
		移 動 局 携 帯	行田指揮 102			2 W
	積 載 車	移 動 局 車 載	行田積載 1	5 W		
			行田積載 101	2 W		
	化 学 車	移 動 局 車 載	行田化学 1	5 W		
			行田化学 101	2 W		
		移 動 局 携 帯	行田化学 102	2 W		
	救 助 工 作 車	移 動 局 車 載	行田救助 1	5 W		
			行田救助 101	2 W		
		移 動 局 携 帯	行田救助 102	2 W		
梯 子 車	移 動 局 車 載	行田梯子 1	5 W			
		行田梯子 101	2 W			
水 槽 付 ポ ン プ 車	移 動 局 車 載	行田タンク 1	5 W			
		行田タンク 101	2 W			
ポ ン プ 車	移 動 局 車 載	行田南 2	5 W			
		行田 201	2 W			
	移 動 局 携 帯	行田南 201	2 W			
		行田南 201	2 W			
本 署 用	移 動 局 可 搬	行田本署 01	5 W			
		行田南 01	5 W			
緊 援 隊 用	移 動 局 可 搬	行田緊援 01	5 W			
		救急行田 1	5 W			
高 規 格 救 急 車	移 動 局 車 載	救急行田南 1	2 W			
		救急行田 101	2 W			
	移 動 局 携 帯	救急行田南 101	2 W			
		救急行田 101	2 W			
予 備 救 急 車	移 動 局 車 載	救急行田 2	5 W			
		救急行田 201	2 W			
西 分 署	水 槽 付 ポ ン プ 車	行田西 1	5 W			
		行田西 101	2 W			
	ポ ン プ 車	行田西 2	5 W			
		行田西 201	2 W			
	高 規 格 救 急 車	救急行田西 1	5 W			
		救急行田西 101	2 W			
西 分 署 用	移 動 局 可 搬	行田西 01	5 W			
(略)						

西 分 署		移動局携帯	救急行田 201		2W	
	水槽付ポンプ車	移動局車載	行田南 1		5W	
		移動局携帯	行田西 101		2W	
	ポンプ車	移動局車載	行田西 2		5W	
		移動局携帯	行田西 201		2W	
	高規格救急車	移動局車載	救急行田西 1		5W	
		移動局携帯	救急行田西 101		2W	
	西分署用	移動局可搬	行田西 01		5W	
	(略)					

70

(4) 災害時優先電話一覧

(令和4年10月1日現在)

No.	施設名	所在	備考
(略)			
8	消防本部	大字長野 4389 番地 1	消防総務課 FAX
(略)			
20	北学童保育室	大字谷郷 2486 番地 3	一般加入電話
21	長野保育園	長野 1 丁目 34 番 5 号	FAX
22	持田保育園	城西 4 丁目 3 番 4 号	FAX
23	南河原保育園	大字南河原 851 番地	FAX 兼用
24	忍学童保育室	本丸 7 番 20 号	FAX 兼用
25	西学童保育室	持田 3 丁目 5 番 9 号	FAX 兼用
26	東学童保育室	長野 2 丁目 26 番 8 号	FAX 兼用
27	さくら学童保育室	大字長野 1880 番地	FAX 兼用
28	南学童保育室	佐間 1 丁目 25 番 4 号	FAX 兼用
29	太田学童保育室	大字小針 3521 番地	FAX 兼用
30	泉太井学童保育室	大字持田 70 番地	FAX 兼用
31	埼玉学童保育室	大字埼玉 4602 番地	FAX 兼用
32	南河原学童保育室	大字南河原 790 番地	FAX 兼用
33	下忍学童保育室	大字下忍 2451 番地	FAX 兼用
34	見沼学童保育室	大字荒木 1606 番地	FAX 兼用
35	老人福祉センター大堰永寿荘	大字須加 3792 番地	一般加入電話
36	老人福祉センター南河原荘	大字南河原 2611 番地 1	一般加入電話

(4) 災害時優先電話一覧

(令和4年10月1日現在)

No.	施設名	所在	備考
(略)			
8	消防本部	大字長野 4389 番地 1	総務課 FAX
(略)			
20	障害者福祉センター	栄町 20 番 39 号	一般加入電話
21	北学童保育室	大字谷郷 2486 番地 3	一般加入電話
22	長野保育園	長野 1 丁目 34 番 5 号	FAX
23	持田保育園	城西 4 丁目 3 番 4 号	FAX
24	南河原保育園	大字南河原 851 番地	FAX 兼用
25	忍学童保育室	本丸 7 番 20 号	FAX 兼用
26	西学童保育室	持田 3 丁目 5 番 9 号	FAX 兼用
27	東学童保育室	長野 2 丁目 26 番 8 号	FAX 兼用
28	さくら学童保育室	大字長野 1880 番地	FAX 兼用
29	南学童保育室	佐間 1 丁目 25 番 4 号	FAX 兼用
30	太田西学童保育室	大字小針 3521 番地	FAX 兼用
31	泉太井学童保育室	大字持田 70 番地	FAX 兼用
32	埼玉学童保育室	大字埼玉 4602 番地	FAX 兼用
33	南河原学童保育室	大字南河原 790 番地	FAX 兼用
34	下忍学童保育室	大字下忍 2451 番地	FAX 兼用
35	見沼学童保育室	大字荒木 1606 番地	FAX 兼用
36	老人福祉センター大堰永寿荘	大字須加 3792 番地	一般加入電話
37	老人福祉センター南河原荘	大字南河原 2611 番地 1	一般加入電話
38	保健センター	長野 2 丁目 3 番 17 号	一般加入電話
39	保健センター	長野 2 丁目 3 番 17 号	FAX
40	下水道課	大字前谷 1 番地 1	一般加入電話
41	緑町ポンプ場	緑町 14 番 30 号	一般加入電話
42	管理課	本丸 2 番 20 号	一般加入電話
43	道路治水課	本丸 2 番 20 号	一般加入電話
44	東小学校	長野 2 丁目 26 番 8 号	FAX
45	西小学校	持田 3 丁目 5 番 9 号	FAX
46	忍小学校	本丸 7 番 20 号	一般加入電話
47	忍小学校	本丸 7 番 20 号	FAX
48	南小学校	佐間 1 丁目 25 番 4 号	FAX

37	保健センター	長野2丁目3番17号	一般加入電話	49	北小学校	大字和田94番地1	FAX
38	保健センター	長野2丁目3番17号	FAX	50	旧北河原小学校	大字北河原1517番地	FAX
39	下水道課	大字前谷1番地1	一般加入電話	51	見沼小学校	大字荒木1606番地	FAX
40	緑町ポンプ場	緑町14番30号	一般加入電話	52	旧須加小学校	大字須加4586番地	FAX
41	管路課	本丸2番20号	一般加入電話	53	埼玉小学校	大字埼玉4610番地2	FAX
42	道路治水課	本丸2番20号	一般加入電話	54	旧星宮小学校	大字上池守47番地	FAX
43	東小学校	長野2丁目26番8号	FAX	55	太田西小学校	大字小針3521番地	FAX
44	西小学校	持田3丁目5番9号	FAX	56	太田東小学校	大字真名板955番地	FAX
45	忍小学校	本丸7番20号	一般加入電話	57	下忍小学校	大字下忍2451番地	FAX
46	忍小学校	本丸7番20号	FAX	58	泉小学校	大字持田70番地	FAX
47	南小学校	佐間1丁目25番4号	FAX	59	桜ヶ丘小学校	大字長野1880番地	FAX
48	北小学校	大字和田94番地1	FAX	60	南河原小学校	大字南河原782番地	一般加入電話
49	旧北河原小学校	大字北河原1517番地	FAX	61	忍中学校	本丸18番6号	一般加入電話
50	見沼小学校	大字荒木1606番地	FAX	62	忍中学校	本丸18番6号	FAX
51	旧須加小学校	大字須加4586番地	FAX	63	行田中学校	佐間3丁目3番8号	FAX
52	埼玉小学校	大字埼玉4610番地2	FAX	64	長野中学校	桜町2丁目1番55号	FAX
53	旧星宮小学校	大字上池守47番地	FAX	65	見沼中学校	大字荒木4892番地	FAX
54	太田小学校	大字小針3521番地	FAX	66	埼玉中学校	大字埼玉4143番地1	FAX
55	旧太田東小学校	大字真名板955番地	FAX	67	太田中学校	大字下須戸1164番地1	FAX
56	下忍小学校	大字下忍2451番地	FAX	68	西中学校	大字持田600番地	FAX
57	泉小学校	大字持田70番地	FAX	69	南河原中学校	大字南河原1081番地	一般加入電話
58	桜ヶ丘小学校	大字長野1880番地	FAX	70	教育研修センター	佐間3丁目24番7号	一般加入電話
59	南河原小学校	大字南河原782番地	一般加入電話	71	市民センター	本丸3番5号	FAX
60	忍中学校	本丸18番6号	一般加入電話	72	中央公民館	佐間3丁目24番7号	FAX
61	忍中学校	本丸18番6号	FAX	73	忍・行田公民館	佐間1丁目22番11号	FAX
62	行田中学校	佐間3丁目3番8号	FAX	74	佐間公民館	佐間3丁目1番37号	一般加入電話
63	長野中学校	桜町2丁目1番55号	FAX	75	長野公民館	長野1丁目4番8号	一般加入電話
64	見沼中学校	大字荒木4892番地	FAX	76	桜ヶ丘公民館	大字長野1812番地1	FAX兼用
65	埼玉中学校	大字埼玉4143番地1	FAX	77	星河公民館	大字谷郷2082番地	一般加入電話
66	太田中学校	大字下須戸1164番地1	FAX	78	持田公民館	城西5丁目9番26号	FAX兼用
67	西中学校	大字持田600番地	FAX	79	荒木公民館	大字荒木1111番地	FAX
68	南河原中学校	大字南河原1081番地	一般加入電話	80	須加公民館	大字須加4650番地2	FAX
69	教育研修センター	佐間3丁目24番7号	一般加入電話	81	北河原公民館	大字北河原1378番地	FAX
70	市民センター	本丸3番5号	FAX	82	埼玉公民館	大字埼玉4600番地	FAX
71	中央公民館	佐間3丁目24番7号	FAX	83	星宮公民館	大字上池守46番地	一般加入電話
72	忍・行田公民館	佐間1丁目22番11号	FAX	84	太井公民館	棚田町1丁目58番地10	FAX
73	佐間公民館	佐間3丁目1番37号	一般加入電話	85	下忍公民館	大字樋上214番地	一般加入電話

74	長野公民館	長野1丁目4番8号	一般加入電話
75	桜ヶ丘公民館	大字長野1812番地1	FAX兼用
76	星河公民館	大字谷郷2082番地	一般加入電話
77	持田公民館	城西5丁目9番26号	FAX兼用
78	荒木公民館	大字荒木1111番地	FAX
79	須加公民館	大字須加4650番地2	FAX
80	北河原公民館	大字北河原1378番地	FAX
81	埼玉公民館	大字埼玉4600番地	FAX
82	星宮公民館	大字上池守46番地	一般加入電話
83	太井公民館	棚田町1丁目58番地10	FAX
84	下忍公民館	大字樋上214番地	一般加入電話
85	太田公民館	大字下須戸971番地	FAX
86	地域文化センター	大字真名板1173番地2	一般加入電話
87	図書館	佐間3丁目24番7号	FAX
88	郷土博物館	本丸17番23号	FAX
89	商工センター	忍2丁目1番8号	FAX
90	産業文化会館	本丸2番20号	FAX
91	総合体育館	大字和田1242番地	FAX
92	古代蓮会館	大字小針2375番地	FAX
93	総合福祉会館	大字酒巻1737番地1	一般加入電話

(注) 「災害時優先電話」：災害の救援や復旧、公共の秩序の維持などのために、あらかじめNTT等が指定している電話です。この電話からは、電話設備が使用不能にならない限り優先的に発信できます。

8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			最大収容可能面積	最大収容人員	指定避難所
				地震	利根川	荒川			
(略)									
66	太田小学校	大字小針3521番地	556-2997	○	□	○	1,995㎡	1,200人	○
67	旧太田東小学校	大字真名板955番地	559-3810	○	□	○	1,642㎡	990人	○
(略)									

86	太田公民館	大字下須戸971番地	FAX
87	地域文化センター	大字真名板1173番地2	一般加入電話
88	図書館	佐間3丁目24番7号	FAX
89	郷土博物館	本丸17番23号	FAX
90	商工センター	忍2丁目1番8号	FAX
91	産業文化会館	本丸2番20号	FAX
92	総合体育館	大字和田1242番地	FAX
93	古代蓮会館	大字小針2375番地	FAX
94	総合福祉会館	大字酒巻1737番地1	一般加入電話

(注) 「災害時優先電話」：災害の救援や復旧、公共の秩序の維持などのために、あらかじめNTT等が指定している電話です。この電話からは、電話設備が使用不能にならない限り優先的に発信できます。

8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			最大収容可能面積	最大収容人員	指定避難所
				地震	利根川	荒川			
(略)									
66	太田西小学校	大字小針3521番地	556-2997	○	□	○	1,995㎡	1,200人	○
67	太田東小学校	大字真名板955番地	559-3810	○	□	○	1,642㎡	990人	○
(略)									

8-5 浸水想定区域内の要配慮者施設等

(1) 社会福祉施設

イ 学童保育室

No	施設名	所在地	電話
			FAX
1	忍学童保育室	本丸7番20号	556-0402
2	みずしろ学童保育室	本丸5番10号	556-1139
(略)			
13	太田西学童保育室	大字小針3521番地	554-2448

93	8-5 浸水想定区域内の要配慮者施設等			(略)		
	(1) 社会福祉施設			エ 高齢者施設		
	イ 学童保育室			オ 障がい者施設		
	No	施設名	所在地	No	施設名	所在地
95	エ 高齢者施設			オ 障がい者施設		
	No	施設名	所在地	No	施設名	所在地

No	施設名	所在地	電話	
				F A X
1	見沼園	大字荒木 1735 番地	557-2873	557-2876
2	行田園	大字荒木 1199 番地	557-3283	557-3670
3	かがやき共同作業所	大字野 1368 番地 1	559-1034	559-2424
<u>4</u>	行田のぞみ園	緑町 13 番 31 号	553-3102	553-3178
<u>5</u>	行田のぞみ園エルピスホーム	長野 2 丁目 12 番 6 号	501-6270	501-6280
<u>6</u>	こころ	大字南河原 2676 番地 1	557-1706	557-1706
<u>7</u>	夢知無恥	大字斎条 870 番地	557-5888	557-5889
<u>8</u>	夢知無恥 第 2 作業所	大字荒木 1970 番地 1	598-8783	598-8785
<u>9</u>	麦の穂	大字小見 1141 番地 1	554-8815	554-8814
<u>10</u>	レイズアップ	大字前谷 505 番地 3	594-6113	594-6114
<u>11</u>	福祉アンテナショップ・ノア	大字小見 1460 番地 1	501-2355	501-2355
<u>12</u>	らーれ	大字須加 1738 番地	501-6704	501-6705
<u>13</u>	大地	大字小見 1144 番地 2	555-6166	501-7543
<u>14</u>	グローイングサポート	行田 9 番 5 号 平塚ビル 1 F	501-8756	501-7623
<u>15</u>	リンクステーション	棚田町 2 丁目 9 番 5 号	594-9366	594-9369
<u>16</u>	びーす	佐間 2 丁目 1 番 19 号	598-4685	598-4698
5	行田のぞみ園	緑町 13 番 31 号	553-3102	553-3178
6	行田のぞみ園エルピスホーム	長野 2 丁目 12 番 6 号	501-6270	501-6280
7	こころ	大字南河原 2676 番地 1	557-1706	557-1706
8	夢知無恥	大字斎条 870 番地	557-5888	557-5889
9	夢知無恥 第 2 作業所	大字荒木 1970 番地 1	598-8783	598-8785
10	麦の穂	大字小見 1141 番地 1	554-8815	554-8814
11	レイズアップ	大字前谷 505 番地 3	594-6113	594-6114
12	福祉アンテナショップ・ノア	大字小見 1460 番地 1	501-2355	501-2355
13	らーれ	大字須加 1738 番地	501-6704	501-6705
14	大地	大字小見 1144 番地 2	555-6166	501-7543
15	グローイングサポート	行田 9 番 5 号 平塚ビル 1 F	501-8756	501-7623
16	リンクステーション	棚田町 2 丁目 9 番 5 号	594-9366	594-9369
17	びーす	佐間 2 丁目 1 番 19 号	598-4685	598-4698
18	行田サポートほほえみ	門井町 2 丁目 21 番 9 号	556-2257	577-3362
19	ポコ・ア・ポコ	大字小見 1400 番地 4	594-8006	594-8006
20	グループホーム本丸	本丸 1 番 13 号	548-3397	577-3611
21	かがやきホーム	大字南河原 611 番地 1	578-8460	578-8461
22	グループホーム夢	忍 1 丁目 3 番 14 号	598-8389	557-5888
23	グループホーム夢 2 番館	大字小見 1307 番地 1	598-8389	

17	行田サポートほほえみ	門井町 2 丁目 21 番 9 号	556-2257 577-3362				557-5888
18	ポコ・ア・ポコ	大字小見 1400 番地 4	594-8006 594-8006	24	グランディール	向町 21 番 37 号	555-1100 555-1301
19	グループホーム本丸	本丸 1 番 13 号	548-3397 577-3611	25	6つの夢	佐間 2 丁目 1 番 20 号	598-6972 598-6973
20	かがやきホーム	大字南河原 611 番地 1	578-8460 578-8461	26	なかまの家	大字長野 4613 番地 1	598-6972 598-6973
21	グループホーム夢	忍 1 丁目 3 番 14 号	598-8389 557-5888	27	ほうき星	大字持田 2365 番地 1	598-6972 598-6973
22	グループホーム夢 2 番館	大字小見 1307 番地 1	598-8389 557-5888	28	グループホーム ルーチェ 1	長野 1 丁目 14 番 26 号	598-7071 598-7071
23	グランディール	向町 21 番 37 号	555-1100 555-1301	29	グループホーム ルーチェ 2	長野 1 丁目 14 番 24 号	598-7071 598-7071
24	6つの夢	佐間 2 丁目 1 番 20 号	598-6972 598-6973	30	明日葉	大字須加 1742 番地 1	550-6010 550-6011
25	なかまの家	大字長野 4613 番地 1	598-6972 598-6973	31	生活介護事業所ルピナス	桜町 3 丁目 10 番 20 号	577-5705 577-5783
26	ほうき星	大字持田 2365 番地 1	598-6972 598-6973	32	<u>にじいろ</u>	忍 1 丁目 11 番 1 号	598-5252 501-6031
27	グループホーム ルーチェ 1	長野 1 丁目 14 番 26 号	598-7071 598-7071	33	遊学館	門井町 3 丁目 2 番 4 号	579-5066 577-3362
28	グループホーム ルーチェ 2	長野 1 丁目 14 番 24 号	598-7071 598-7071	34	コットンキャンディー	栄町 4 番 7 号	579-5605 579-5606
29	明日葉	大字須加 1742 番地 1	550-6010 550-6011	35	スマイルキャンディー	大字長野 1866 番地 8	577-7951 577-7952
30	生活介護事業所ルピナス	桜町 3 丁目 10 番 20 号	577-5705 577-5783	36	行田市社会福祉協議会 児童デイサービスセンター	大字酒巻 1737 番地 1	557-5400 557-5411
31	<u>にじいろプラス</u>	忍 1 丁目 11 番 1 号	598-5252 501-6031	37	きんか ぎんか	城西 2 丁目 9 番 16 号	090-2416-9692 556-0252
32	<u>にじいろ</u>	<u>谷郷 2 丁目 16 番 26 号</u>	<u>598-7898</u>	38	ソーシャルインクルーホーム行田富士見 町 I	富士見町 2 丁目 10 番 5 号	579-5841 579-5842
33	遊学館	門井町 3 丁目 2 番 4 号	579-5066 577-3362	39	ソーシャルインクルーホーム行田富士見 町 II	富士見町 2 丁目 10 番 4 号	579-5841 579-5842
34	コットンキャンディー	栄町 4 番 7 号	579-5605 579-5606				
35	スマイルキャンディー	大字長野 1866 番地 8	577-7951 577-7952				

36	行田市社会福祉協議会 児童デイサービスセンター	大字酒巻 1737 番地 1	557-5400 557-5411	40	グループホーム朝昼晩・持田	大字持田 1739 番地 9	556-5755 556-5755
37	きんか きんか	城西 2 丁目 9 番 16 号	090-2416-9692 556-0252	41	グループホーム朝昼晩・南河原	大字南河原 828 番地 3	556-5755 556-5755
38	らりるれ・りょう	忍 1 丁目 11 番地 10 号	598-3910	42	グループホーム朝昼晩・藤原	藤原町 2 丁目 3 番 21 号	556-5755 556-5755
39	ソーシャルインクルーホーム行田富士見町 I	富士見町 2 丁目 10 番 5 号	579-5841 579-5842	43	グループホーム リベルテ	清水町 1 番地 6	555-0667 555-0667
40	ソーシャルインクルーホーム行田富士見町 II	富士見町 2 丁目 10 番 4 号	579-5841 579-5842	44	やすらぎハウス行田	持田 5 丁目 4 番地 26	594-9046
41	グループホーム朝昼晩・持田	大字持田 1739 番地 9	556-5755 556-5755	45	アンフィニ	長野 4611 番地	501-6610
42	グループホーム朝昼晩・南河原	大字南河原 828 番地 3	556-5755 556-5755	46	パレット	持田 2258 番地 7	080-6864-5678
43	グループホーム朝昼晩・藤原	藤原町 2 丁目 3 番 21 号	556-5755 556-5755	47	ぷりんしばる行田教室	清水町 5 番地 14	580-5440 580-5440
44	グループホーム リベルテ	清水町 1 番地 6	555-0667 555-0667				
45	やすらぎハウス行田	持田 5 丁目 4 番地 26	594-9046				
46	やすらぎハウス棚田	棚田町 1-25-13	594-9046				
47	アンフィニ	長野 4611 番地	501-6610				
48	パレット	持田 2258 番地 7	080-6864-5678				
49	ぷりんしばる行田教室	清水町 5 番地 14	580-5440 580-5440				
50	グランドわおん SAKAETYOU	栄町 20 番地 41	050-2018-6392				
51	ウーリー行田	行田 19 番地 8 SK ビル 2 階	556-7733				
52	パレット	本丸 11 番地 20	577-8908				
53	放課後デイサービスとんぼ	白川戸 738 番地 1	594-8385				

98	(2) 学校関係施設			(2) 学校関係施設		
	No	施設名	所在地	電話	F A X	
	(略)			(略)		
10	太田小学校	大字小針 3521 番地	556-2997 554-4650	10	太田西小学校	大字小針 3521 番地 556-2997 554-4650
11	下忍小学校	大字下忍 2451 番地	556-2404 556-2395	11	太田東小学校	大字真名板 955 番地 559-3810 559-3822
12	泉小学校	大字持田 70 番地	553-3181 553-3182	12	下忍小学校	大字下忍 2451 番地 556-2404 556-2395
13	桜ヶ丘小学校	大字長野 1880 番地	554-0681 554-0682	13	泉小学校	大字持田 70 番地 553-3181 553-3182
14	南河原小学校	大字南河原 782 番地	557-0033 557-4222	14	桜ヶ丘小学校	大字長野 1880 番地 554-0681 554-0682
15	忍中学校	本丸 18 番 6 号	554-9371 554-9558	15	南河原小学校	大字南河原 782 番地 557-0033 557-4222
16	行田中学校	佐間 3 丁目 3 番 8 号	554-9196 556-4092	16	忍中学校	本丸 18 番 6 号 554-9371 554-9558
17	長野中学校	桜町 2 丁目 1 番 55 号	554-2240 554-2136	17	行田中学校	佐間 3 丁目 3 番 8 号 554-9196 556-4092
18	見沼中学校	大字荒木 4892 番地	557-2181 557-3270	18	長野中学校	桜町 2 丁目 1 番 55 号 554-2240 554-2136
19	埼玉中学校	大字埼玉 4143 番地 1	559-4204 559-4205	19	見沼中学校	大字荒木 4892 番地 557-2181 557-3270
20	太田中学校	大字下須戸 1164 番地 1	559-3545 559-0406	20	埼玉中学校	大字埼玉 4143 番地 1 559-4204 559-4205
21	西中学校	大字持田 600 番地	553-1434 553-1302	21	太田中学校	大字下須戸 1164 番地 1 559-3545 559-0406
22	南河原中学校	大字南河原 1081 番地	557-0131 557-4221	22	西中学校	大字持田 600 番地 553-1434 553-1302
23	老本幼稚園	旭町 16 番 38 号	553-2771	23	南河原中学校	大字南河原 1081 番地 557-0131 557-4221
24	行田幼稚園	富士見町 2 丁目 27 番 5 号	554-5169	24	老本幼稚園	旭町 16 番 38 号 553-2771
25	富士見ヶ丘幼稚園	駒形 1 丁目 9 番 7 号	556-7494	25	行田幼稚園	富士見町 2 丁目 27 番 5 号 554-5169
				26	富士見ヶ丘幼稚園	駒形 1 丁目 9 番 7 号 556-7494

26	ホザナ幼稚園	本丸 11 番 20 号	555—2301
27	まつたけ幼稚園	門井町 2 丁目 19 番 9 号	554—7348
28	やなぎ幼稚園	大字渡柳 563 番地 3	559—1001
29	南河原幼稚園	大字南河原 777 番地 2	557—0234
30	やごうこども園	谷郷 2 丁目 5 番 1 号	554—5752 554—5753

(4) その他（主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）

No	施設名	所在地	電話	区分
			F A X	
(略)				
6	きっずプラザあおい	佐間 1 丁目 11 番 3 号	553—5701	地域子育て支援拠点
7	<u>地域子育て支援センター</u> <u>「和（なごみ）」</u>	佐間 3 丁目 20 番 3 号	553—6333 556—8410	
(略)				

8-6 水道給水管普及状況等

(各年度末現在)

区分 年度	行政区域 内人口	給水人口	給水戸数	普及率	年間総配水量	1日平均 配水量	年間総給水 量	1日平均 給水量
3	79,021 人	76,279 人	34,887 戸	96.53%	9,845,199m ³	26,973m ³	8,757,247m ³	23,992m ³
4	<u>78,550 人</u>	<u>76,004 人</u>	<u>35,275 戸</u>	<u>96.76%</u>	<u>9,626,300m³</u>	<u>26,373m³</u>	<u>8,455,377m³</u>	<u>23,165m³</u>

8-7 導・配水管の管種別布設状況

(各年度末現在)

種別 年度	鑄鉄管	ダクタイル鑄 鉄管	鋼管	石綿セメ ント管	硬質塩化ビニ ール管	軟質第 1 種ポリエ チレン管	水道配水用 ポリエチレ ン管	計
3	0m (0.0%)	353,303m (63.1%)	6,994m (1.3%)	0m (0.0%)	187,876m (33.5%)	8,023m (1.4%)	4,102m (0.7%)	560,298m
4	<u>0m</u> <u>(0.0%)</u>	<u>353,303m</u> <u>(62.9%)</u>	<u>6,994m</u> <u>(1.2%)</u>	<u>0m</u> <u>(0.0%)</u>	<u>188,556m</u> <u>(33.5%)</u>	<u>7,368m</u> <u>(1.3%)</u>	<u>5,663m</u> <u>(1.0%)</u>	<u>561,918m</u>

27	ホザナ幼稚園	本丸 11 番 20 号	555—2301
28	まつたけ幼稚園	門井町 2 丁目 19 番 9 号	554—7348
29	やなぎ幼稚園	大字渡柳 563 番地 3	559—1001
30	南河原幼稚園	大字南河原 777 番地 2	557—0234
31	やごうこども園	谷郷 2 丁目 5 番 1 号	554—5752 554—5753

(4) その他（主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）

No	施設名	所在地	電話	区分
			F A X	
(略)				
6	きっずプラザあおい	佐間 1 丁目 11 番 3 号	553—5701	地域子育て支援拠点
7	地域子育て支援センターなごみ	佐間 3 丁目 20 番 3 号	553—6333 556—8410	
(略)				

8-6 水道給水管普及状況等

(各年度末現在)

区分 年度	行政区域 内人口	給水人口	給水戸数	普及率	年間総配水量	1日平均 配水量	年間総給水 量	1日平均 給水量
3	79,021 人	76,279 人	34,887 戸	96.53%	9,845,199m ³	26,973m ³	8,757,247m ³	23,992m ³

8-7 導・配水管の管種別布設状況

(各年度末現在)

種別 年度	鑄鉄管	ダクタイル鑄 鉄管	鋼管	石綿セメ ント管	硬質塩化ビニ ール管	軟質第 1 種ポリエ チレン管	水道配水用 ポリエチレ ン管	計
3	0m (0.0%)	353,303m (63.1%)	6,994m (1.3%)	0m (0.0%)	187,876m (33.5%)	8,023m (1.4%)	4,102m (0.7%)	560,298m

102	8-8 下水道普及状況 (各年度末現在)							
	年 度	下水道管総延長 (m)	全体計画面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	処理面積(整備面積) (ha)	処 理 人 口 (b)	処 理 戸 数 (戸)	下水道普及率(B/A)
	(略)							
	3	257,939	2,855	1,126	932	45,088	20,809	57.1
	<u>4</u>	<u>259,345</u>	<u>2,855</u>	<u>1,126</u>	<u>936</u>	<u>45,099</u>	<u>21,092</u>	<u>57.4</u>
102	8-9 給水車等保有状況							
	給水タンク車(台)	給水タンク(基)	給水袋 (枚)	簡易水槽 (袋)				
	<u>1.8</u> m ³ ×1	1.0m ³ ×2 0.5m ³ ×1	60× <u>6,000</u>	1,0000×4 5000× <u>52</u>				
102	8-12 ごみ処理場							
	区分	施設名	所在地	電話番号	処理能力	管理者		
	可燃ごみ	小針クリーンセンター	大字小針856番地	559-3641	<u>204</u> t/日	彩北広域清掃組合		
粗大ごみ	行田市粗大ごみ処理場	大字小針800番地	559-0278	30 t/ <u>日</u>	市			
102	8-13 最終処分場							
	施設名	所在地	埋立可能容量	埋立工法				
	小針クリーンセンター最終処分場	大字小針854番地	<u>0</u> m ³	セ ル 方 式				
長善沼最終処分場	大字荒木1265番地	<u>168</u> m ³	サ ン ド イ ッ チ 方 式					

103 第9 被災者生活支援に関する資料
9-1 企業等の再建支援に係る融資等
(1) (株) 日本政策金融公庫 (農林水産事業本部) (災害復旧関係資金)
(令和5年12月18日)

資金名	貸付対象事業	利率 (年利)	償還期限 (以内)	据置期間 (以内)	貸付金額の最高限度 (1、2のいずれか低い額)	
共 資金	農林漁業セーフティネット 災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	15年	3年	600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）	
通 資金	農 林 漁 業 施 設 資 金	共同利用施設 協同組合又は連合会等が所有する共同利用施設の復旧	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	20年	3年	事業費×0.8
	主務大臣指定施設 農業用施設、農機具、林業用施設、漁業用施設等の復旧	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	25年	3年	①事業費×0.8 ②1施設当たり300万円	
農 業	主務大臣指定施設 果樹の改植・補植	<u>1.10%</u>	25年	10年	(特認600万円) 漁船1,000万円	
	農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	25年	10年	貸付けを受ける者の負担する額	
	農業経営基盤強化資金 農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧、長期運転資金	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	25年	10年	個人：3億円（特認6億円） 法人：10億円（特認20億円（一定の場合30億円））	
林 業	経営体育成強化資金 農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得、長期運転資金	<u>1.10%</u>	25年	3年	事業費×0.8で 個人：1億5千万円	
	林 業 基 盤 整 備 資 金	造 林 復旧造林 台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	30年	20年	事業費×0.8～0.9
樹苗養成 樹苗養成施設の復旧		<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	15年	5年	事業費×0.8	
林道 林道及びこれらの付帯施設の復旧		<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	20年	3年	事業費×0.8	
漁 業	漁業基盤整備資金 漁港施設、漁場施設等の復旧	<u>0.70</u> ～ <u>1.10%</u>	20年	3年	事業費×0.8	
	漁船資金 漁船の復旧	<u>1.10%</u>	12年	2年	①事業費×0.8 ②1隻当たり4億5千万円（特定業種6～11億円）	
	漁業経営改善支援資金 漁船の取得、漁具、漁獲物の処理加工施設等の整備、長期運転資金	<u>1.10</u> ～ <u>1.25%</u>	10年～15年	3年～5年	①事業費×0.8～1.0 ②1隻当たり1,000万円～16億円	
	漁業経営安定資金 漁業の経営再建等に充てるための費用	<u>1.10%</u>	15年～20年	3年	750万円～1億円	

(注) 林業基盤整備資金の復旧造林は、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の補助残に適用する。

第9 被災者生活支援に関する資料
9-1 企業等の再建支援に係る融資等
(1) (株) 日本政策金融公庫 (農林水産事業本部) (災害復旧関係資金)
(令和4年11月18日)

資金名	貸付対象事業	利率	償還期限	据置期間	貸付金額の最高限度	
共 資金	農林漁業セーフティネット 災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	15年	3年	600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）	
通 漁 業 施 設	農 林 漁 業 施 設	共同利用施設 協同組合又は連合会等が所有する共同利用施設の復旧	<u>0.35%</u>	20年	3年	事業費×0.8
	主務大臣指定施設 農業用施設、農機具、林業用施設、漁業用施設等の復旧	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	25年	3年	①事業費×0.8 ②1施設当たり300万円	
農 業	主務大臣指定施設 果樹の改植・補植	<u>0.80%</u>	25年	10年	(特認600万円) 漁船1,000万円	
	農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	25年	10年	貸付けを受ける者の負担する額	
	農業経営基盤強化資金 農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧、長期運転資金	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	25年	10年	個人：3億円（特認6億円） 法人：10億円（特認20億円（一定の場合30億円））	
林 業 基 盤 整 備	経営体育成強化資金 農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得、長期運転資金	<u>0.80%</u>	25年	3年	事業費×0.8で 個人：1億5千万円	
	造 林	復旧造林 台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	30年	20年	事業費×0.8～0.9
		樹苗養成 樹苗養成施設の復旧	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	15年	5年	事業費×0.8
林道 林道及びこれらの付帯施設の復旧	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	20年	3年	事業費×0.8		
漁 業	漁業基盤整備資金 漁港施設、漁場施設等の復旧	<u>0.35</u> ～ <u>0.80%</u>	20年	3年	事業費×0.8	
	漁船資金 漁船の復旧	<u>0.80%</u>	12年	2年	①事業費×0.8 ②1隻当たり4億5千万円（特定業種6～11億円）	
	漁業経営改善支援資金 漁船の取得、漁具、漁獲物の処理加工施設等の整備、長期運転資金	<u>0.80</u> ～ <u>0.95%</u>	10年～15年	3年～5年	①事業費×0.8～1.0 ②1隻当たり1,000万円～16億円	
	漁業経営安定資金 漁業の経営再建等に充てるための費用	<u>0.80%</u>	15年～20年	3年	750万円～1億円	

(注) 林業基盤整備資金の復旧造林は、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の補助残に適用する。

105	(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の相手</th> <th>被害農業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金使途</td> <td>種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>無利子(県と市町村が利子補給するため、借入者の利子負担なし)</u></td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>6年以内(据置1年)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>農業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>保証人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>当該市町村長の被害認定を受けたもの</td> </tr> </tbody> </table>	貸付の相手	被害農業者	資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等	貸付利率	<u>無利子(県と市町村が利子補給するため、借入者の利子負担なし)</u>	償還期限	6年以内(据置1年)	貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額	融資機関	農業協同組合等	担保	保証人	その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の相手</th> <th>被害農業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金使途</td> <td>種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>年3.5%以内</u></td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>6年以内(据置1年)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>農業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>保証人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>当該市町村長の被害認定を受けたもの</td> </tr> </tbody> </table>	貸付の相手	被害農業者	資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等	貸付利率	<u>年3.5%以内</u>	償還期限	6年以内(据置1年)	貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額	融資機関	農業協同組合等	担保	保証人	その他
貸付の相手	被害農業者																																
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等																																
貸付利率	<u>無利子(県と市町村が利子補給するため、借入者の利子負担なし)</u>																																
償還期限	6年以内(据置1年)																																
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額																																
融資機関	農業協同組合等																																
担保	保証人																																
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの																																
貸付の相手	被害農業者																																
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等																																
貸付利率	<u>年3.5%以内</u>																																
償還期限	6年以内(据置1年)																																
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額																																
融資機関	農業協同組合等																																
担保	保証人																																
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの																																

106	<p>(5) 県制度融資の貸付（経営安定資金＜災害復旧関連＞）</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年10月現在</p>	<p>(5) 県制度融資の貸付（経営安定資金＜災害復旧関連＞）</p>																																																																																			
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">融資対象</td> <td colspan="2">①貸付ごとに定めている条件を満たしている。</td> </tr> <tr> <td>大臣指定等貸付</td> <td>知事指定等貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。</td> <td>県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">②信用保証対象業種を営んでいる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">③県内で客観的に事業に着手していること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">④事業税等を滞納していない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">⑤事業に必要な許認可等を取得している。 等</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">大臣指定等貸付：①設備資金^{※1}8,000万円、②運転資金^{※2}8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金^{※1}8,000万円、④運転資金^{※2}8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">融資条件</td> <td>用途</td> <td>設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>1年超10年以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>大臣指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和5年10月現在） 知事指定等貸付：年1.1～1.3%以内（令和5年10月現在）</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="2">元金均等月賦償還 据置期間2年以内</td> </tr> <tr> <td>申込受付場所</td> <td colspan="2">中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会</td> </tr> </table> <p style="color: red;">※詳細については埼玉県金融課ホームページ参照</p> <p style="color: red;">※融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定</p>	融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。		大臣指定等貸付	知事指定等貸付		次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。		②信用保証対象業種を営んでいる。			③県内で客観的に事業に着手していること。			④事業税等を滞納していない。			⑤事業に必要な許認可等を取得している。 等		融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 ^{※1} 8,000万円、②運転資金 ^{※2} 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 ^{※1} 8,000万円、④運転資金 ^{※2} 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円		融資条件	用途	設備資金及び運転資金	貸付期間	1年超10年以内	利率	大臣指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和5年10月現在） 知事指定等貸付：年1.1～1.3%以内（令和5年10月現在）	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める	保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内		申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">融資対象</td> <td colspan="2">①貸付ごとに定めている条件を満たしている。</td> </tr> <tr> <td>大臣指定等貸付</td> <td>知事指定等貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。</td> <td>県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">②信用保証対象業種を営んでいる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">③県内で客観的に事業に着手していること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">④事業税等を滞納していない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">⑤事業に必要な許認可等を取得している。</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">大臣指定等貸付：①設備資金^{※1}8,000万円、②運転資金^{※2}8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金^{※1}8,000万円、④運転資金^{※2}8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">融資条件</td> <td>用途</td> <td>設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>1年超10年以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>大臣指定等貸付：年0.9～1.1%以内（令和4年10月現在） 知事指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和4年10月現在）</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="2">元金均等月賦償還 据置期間2年以内</td> </tr> <tr> <td>申込受付場所</td> <td colspan="2">中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会</td> </tr> </table>	融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。		大臣指定等貸付	知事指定等貸付		次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。		②信用保証対象業種を営んでいる。			③県内で客観的に事業に着手していること。			④事業税等を滞納していない。			⑤事業に必要な許認可等を取得している。		融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 ^{※1} 8,000万円、②運転資金 ^{※2} 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 ^{※1} 8,000万円、④運転資金 ^{※2} 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円		融資条件	用途	設備資金及び運転資金	貸付期間	1年超10年以内	利率	大臣指定等貸付：年0.9～1.1%以内（令和4年10月現在） 知事指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和4年10月現在）	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める	保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内		申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会
融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。																																																																																				
	大臣指定等貸付	知事指定等貸付																																																																																			
	次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。																																																																																			
	②信用保証対象業種を営んでいる。																																																																																				
	③県内で客観的に事業に着手していること。																																																																																				
	④事業税等を滞納していない。																																																																																				
	⑤事業に必要な許認可等を取得している。 等																																																																																				
融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 ^{※1} 8,000万円、②運転資金 ^{※2} 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 ^{※1} 8,000万円、④運転資金 ^{※2} 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円																																																																																				
融資条件	用途	設備資金及び運転資金																																																																																			
	貸付期間	1年超10年以内																																																																																			
	利率	大臣指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和5年10月現在） 知事指定等貸付：年1.1～1.3%以内（令和5年10月現在）																																																																																			
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める																																																																																			
	保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																																																			
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する																																																																																			
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内																																																																																				
申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会																																																																																				
融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。																																																																																				
	大臣指定等貸付	知事指定等貸付																																																																																			
	次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。																																																																																			
	②信用保証対象業種を営んでいる。																																																																																				
	③県内で客観的に事業に着手していること。																																																																																				
	④事業税等を滞納していない。																																																																																				
	⑤事業に必要な許認可等を取得している。																																																																																				
融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 ^{※1} 8,000万円、②運転資金 ^{※2} 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 ^{※1} 8,000万円、④運転資金 ^{※2} 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円																																																																																				
融資条件	用途	設備資金及び運転資金																																																																																			
	貸付期間	1年超10年以内																																																																																			
	利率	大臣指定等貸付：年0.9～1.1%以内（令和4年10月現在） 知事指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和4年10月現在）																																																																																			
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める																																																																																			
	保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																																																			
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する																																																																																			
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内																																																																																				
申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会																																																																																				

106	<p>9-2 住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）</p> <p>(1) 建設資金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象者</td> <td>ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> </td> </tr> </table>	貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	3700万円	35年	土地を取得しない場合	2700万円	<p>9-2 住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）</p> <p>(1) 建設資金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象者</td> <td>自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> </td> </tr> </table>	貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	3700万円	35年	土地を取得しない場合	2700万円
	貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)																								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	3700万円	35年	土地を取得しない場合	2700万円																	
項目	融資限度額	返済期間（最長）																								
土地を取得する場合	3700万円	35年																								
土地を取得しない場合	2700万円																									
貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)																									
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	3700万円	35年	土地を取得しない場合	2700万円																	
項目	融資限度額	返済期間（最長）																								
土地を取得する場合	3700万円	35年																								
土地を取得しない場合	2700万円																									

107	<p>(2) 購入資金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象者</td> <td>ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> </td> </tr> </table>	貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	融資限度額	返済期間（最長）	3700万円	35年
貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	融資限度額	返済期間（最長）	3700万円	35年				
融資限度額	返済期間（最長）								
3700万円	35年								
113	<p>(3) 補修資金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象者</td> <td>ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を補修する者であって、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のためのリフォーム資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を補修する者であって、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のためのリフォーム資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table>	融資限度額	返済期間（最長）	1200万円	20年
貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を補修する者であって、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のためのリフォーム資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table>	融資限度額	返済期間（最長）	1200万円	20年				
融資限度額	返済期間（最長）								
1200万円	20年								

107	<p>(2) 購入資金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象者</td> <td>自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を購入する場合に受けられる融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと。 <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること。 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。 <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> </td> </tr> </table>	貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を購入する場合に受けられる融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと。 <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること。 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。 <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	融資限度額	返済期間（最長）	3700万円	35年
貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を購入する場合に受けられる融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと。 <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること。 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。 <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	融資限度額	返済期間（最長）	3700万円	35年				
融資限度額	返済期間（最長）								
3700万円	35年								
113	<p>(3) 補修資金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象者</td> <td>自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table>	融資限度額	返済期間（最長）	1200万円	20年
貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table>	融資限度額	返済期間（最長）	1200万円	20年				
融資限度額	返済期間（最長）								
1200万円	20年								

122	<p>第10 市民等の普及啓発に関する資料</p> <p>10-1 児童・生徒の行動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="text-align: center;">児童・生徒の行動</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">在 校 時</td> <td> <p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グラウンド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「<u>ちかづかない</u>」をしっかり守る。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">校 外 活 動 時</td> <td> <p>基本的には帰校する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「<u>ちかづかない</u>」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		児童・生徒の行動		(略)	在 校 時	<p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グラウンド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「<u>ちかづかない</u>」をしっかり守る。 	校 外 活 動 時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「<u>ちかづかない</u>」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 		(略)	<p>第10 市民等の普及啓発に関する資料</p> <p>10-1 児童・生徒の行動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="text-align: center;">児童・生徒の行動</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">在 校 時</td> <td> <p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グラウンド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">校 外 活 動 時</td> <td> <p>基本的には帰校する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		児童・生徒の行動		(略)	在 校 時	<p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グラウンド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 	校 外 活 動 時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 		(略)
		児童・生徒の行動																				
	(略)																					
在 校 時	<p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グラウンド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「<u>ちかづかない</u>」をしっかり守る。 																					
校 外 活 動 時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「<u>ちかづかない</u>」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 																					
	(略)																					
	児童・生徒の行動																					
	(略)																					
在 校 時	<p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グラウンド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 																					
校 外 活 動 時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 																					
	(略)																					
	<p>10-3 要配慮者等の特性ごとに必要な対応について</p> <p>【外国人】</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 避難行動で留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語での情報が十分理解できない場合がある。 ○ 避難者への情報提供は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や字を使うよう配慮する。また、避難者同士の伝言スペースも用意する。 <p>3. 避難生活で留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。 ○ 宗教・文化の違いに配慮する。(食事、拝礼の習慣等) ○ <u>在日外国公館等</u>との連携により、母国との連絡手段を確保する。 ○ 通訳、翻訳者の配置をするように努める。 	<p>10-3 要配慮者等の特性ごとに必要な対応について</p> <p>【外国人】</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 避難行動で留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語での情報が十分理解できない場合がある。 ○ 避難者への情報提供は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や字を使うよう配慮します。また、避難者同士の伝言スペースも用意する。 <p>3. 避難生活で留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。 ○ 宗教・文化の違いに配慮する。(食事、拝礼の習慣等) ○ 在関西外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保する。 ○ 通訳、翻訳者の配置をするように努める。 																				

